

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年1月1日
(第8期) 至 平成27年12月31日

ラクオリア創薬株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号

(E25269)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	9

第2 事業の状況

1. 業績等の概要	12
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	14
4. 事業等のリスク	15
5. 経営上の重要な契約等	19
6. 研究開発活動	25
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	29

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	48
3. 配当政策	48
4. 株価の推移	48
5. 役員の状況	49
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	52

第5 経理の状況

1. 財務諸表等	
(1) 財務諸表	59
(2) 主な資産及び負債の内容	84
(3) その他	85

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

1. 提出会社の親会社等の情報	87
2. その他の参考情報	87

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【事業年度】	第8期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 谷 直樹
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 武内 博文
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【電話番号】	052-446-6100（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 武内 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

「(*)」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
事業収益 (千円)	—	—	228,044	153,895	—
経常損失 (△) (千円)	—	—	△1,819,699	△2,116,350	—
当期純損失 (△) (千円)	—	—	△1,108,270	△638,924	—
包括利益 (千円)	—	—	126,389	△1,686,884	—
純資産額 (千円)	—	—	5,746,081	4,685,725	—
総資産額 (千円)	—	—	6,648,177	5,216,496	—
1株当たり純資産額 (円)	—	—	423.84	314.66	—
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	—	—	△82.70	△45.70	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	85.9	89.6	—
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△2,179,215	△2,081,026	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	951,847	△796,123	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	309,275	761,766	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	4,035,228	2,004,295	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	— (—)	— (—)	74 (16)	72 (15)	— (—)

- (注) 1. 当社は、当会計年度より、従来、連結子会社であった株式会社Asketを連結の範囲から除外いたしました。これは、当社が同社を支配する状況が解消されたことによるものであります。このため、連結財務諸表を作成しておりました第6期及び第7期についての連結経営指標等を記載しております。
2. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
事業収益 (千円)	684,202	28,978	227,618	153,895	145,500
経常損失 (△) (千円)	△1,906,429	△2,891,267	△1,848,557	△1,942,282	△1,795,216
当期純損失 (△) (千円)	△1,916,269	△2,905,463	△1,136,856	△464,575	△1,854,353
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	8,489,850	8,489,850	8,627,912	8,952,367	9,806,225
発行済株式総数 (株)	13,267,200	13,267,200	13,557,200	14,857,200	18,767,200
純資産額 (千円)	8,174,470	5,310,417	5,717,494	4,831,488	4,514,364
総資産額 (千円)	8,379,143	5,501,134	6,613,060	5,202,124	4,752,112
1株当たり純資産額 (円)	616.14	400.27	421.73	324.47	239.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△172.85	△219.00	△84.83	△33.23	△116.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	97.6	96.5	86.0	92.7	94.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,590,338	△2,728,824	—	—	△2,116,533
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,810,993	3,741,497	—	—	665,915
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,897,179	—	—	—	1,701,710
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,877,312	4,889,989	—	—	2,243,276
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	81 (18)	81 (15)	70 (16)	70 (15)	64 (14)

- (注) 1. 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 平成23年1月28日付で、普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 当社は、第6期及び第7期は連結財務諸表を作成しているため、第6期及び第7期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。
7. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間平均雇用人員であります。

2【沿革】

平成20年2月	医薬品の研究開発を目的として、愛知県知多郡武豊町にラクオリア創薬株式会社（資本金1百万円）を設立
平成20年7月	日本ファイザー社中央研究所（以下、「日本ファイザー社旧中央研究所」という。）の閉鎖に伴い、従業員の一部が移籍するとともに、研究機器等の設備を有償にて譲り受け、事業を開始
平成22年8月	丸石製薬株式会社とEP ₄ 拮抗薬（RQ-00000007）の注射剤としての日本及び東アジア地域における商用化に関する導出契約を締結
平成22年9月	CJ CheilJedang Corporation（韓国、現CJヘルスケア株式会社）とアシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の韓国、中国（香港を含む）及び台湾地域における商用化に関する導出契約を締結
平成22年12月	Aratana Therapeutics, Inc.（米国）とEP ₄ 拮抗薬（RQ-00000007）及びグレリン受容体作動薬（RQ-00000005）の動物用医薬品としての全世界における商用化に関する導出契約を締結
平成23年3月	明治製菓株式会社（現Meiji Seikaファルマ株式会社）とジブラシドン（RQ-00000003）の日本における商用化に関する導出契約を締結
平成23年7月	大阪証券取引所JASDAQ（グロース）に株式を上場
	CJ CheilJedang Corporation（韓国、現CJヘルスケア株式会社）と5-HT ₄ 部分作動薬（RQ-00000010）の韓国、中国（香港を含む）、台湾、インド及び東南アジア地域における商用化に関する導出契約を締結
平成24年10月	味の素製薬株式会社と特定のイオンチャネルに関する共同研究契約を締結
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（グロース）に上場
平成25年11月	旭化成ファーマ株式会社と特定のイオンチャネルに関する共同研究契約を締結
平成25年12月	H. ルンドベックA/S（デンマーク）と当社が保有する特定の知的財産の全世界における使用権を許諾する特許ライセンス契約を締結
平成26年2月	国立大学法人名古屋大学と産学協同研究部門「薬効解析部門」設置に関する契約を締結
平成26年6月	本社機能を愛知県知多郡武豊町より名古屋市中村区に移転
平成26年9月	創薬研究部門生物研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（国立大学法人名古屋大学内）に移転
平成26年11月	CJヘルスケア株式会社（韓国）とアシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004及びRQ-00000774）の東南アジア地域における商用化に関する導出契約を締結
平成27年2月	国立大学法人名古屋大学と産学協同研究講座「薬剤科学・分析科学講座」および「新薬創成科学講座」設置に関する契約を締結
平成27年7月	経済産業省中部経済産業局「平成27年度第1回異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）」認定取得
平成27年8月	創薬研究部門化学研究部を愛知県知多郡武豊町より名古屋市千種区（国立大学法人名古屋大学内）に移転
平成27年12月	XuanZhu Pharma Co.,Ltd（中国）と特定のイオンチャネルに関する共同研究契約を締結

3【事業の内容】

当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

(1) 事業の概要

当社は、先端科学技術を活用し、医療分野においてニーズの高い疾患領域に対する新たな医薬品を生み出すことを目指す研究開発型の創薬企業であり、独自に創出した新薬の開発化合物（*）の知的財産権を製薬会社等に対して導出（使用許諾契約によりライセンスアウト）することにより収益を獲得することを事業展開の基本としております。

① 当社の事業の背景

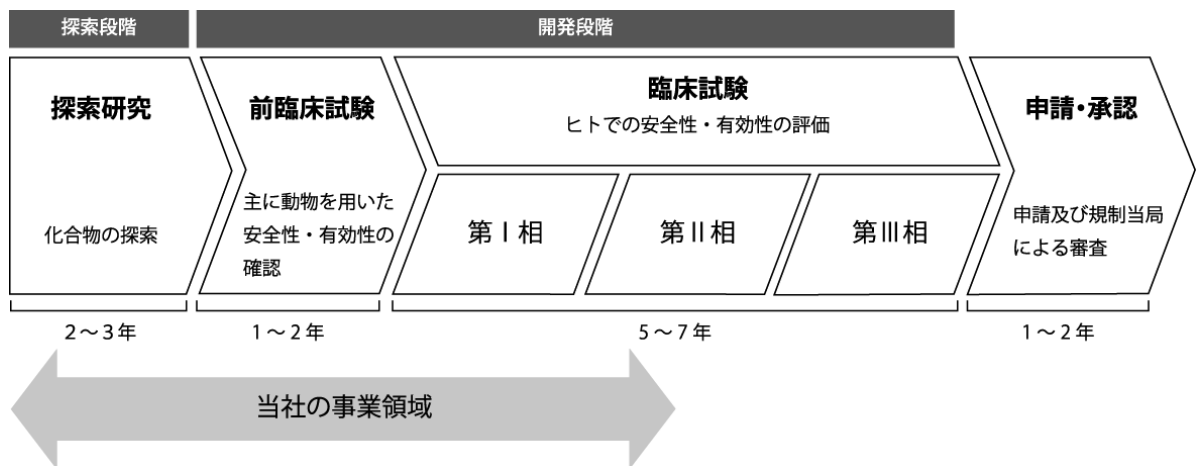
製薬産業は、中国を始めとする新興市場の需要拡大や多様化する医療ニーズへの対応等により、今後も更なる成長が見込まれております。その一方で、既存医薬品の特許切れによるジェネリック医薬品の参入、医療保険の適用基準の厳格化の影響等により、今後、医薬品販売高の成長率は鈍化するといった指摘もあります。

しかしながら、大手製薬会社の大型医薬品の特許切れが続いていることから、特許切れに伴う収益減少を補完するため、これらの製薬会社にとって、新たな医薬品の開発が重要な課題となっております。近年臨床試験の厳格化等により、開発期間が長期化し、製薬会社の研究開発費が増加する傾向にある一方で、新薬の承認取得数は減少傾向にあるため、新薬開発の効率化が製薬会社の課題となっております。

このような状況の中、製薬会社は、医薬品として成功する可能性の高い高品質な開発化合物を、社内の研究のみならず外部にも求める傾向にあり、当社は研究開発型の創薬企業としてその期待に応えるべく、前身である日本ファイザー社旧中央研究所にて蓄積した創薬研究に係る経験及びノウハウ等を活用し、事業を展開しております。

② 医薬品研究開発の一般的進行（*）及び当社の事業領域

一般的に新薬の開発は、探索研究、前臨床試験、臨床試験、厚生労働省（あるいは米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等の各国の医薬品許認可審査機関）への製造販売承認申請、医薬品としての承認取得、薬価基準収載（*）を経て行われます。その後、初めて新薬として販売が開始され、病院・医師・患者へ提供することが可能となります。



(注) 医薬品の研究開発における標準的な各段階の所要年数は、あくまでも標準的な想定期間を表示したものであり、各プロジェクトがこの想定期間どおりに進捗するとは限りません。各プロジェクトが経過した、あるいは現在進行中の各段階の幅についても、実際の所要期間あるいは想定所要期間を示すものではありません。

当社は、医薬品の研究開発段階のうち、探索研究段階、前臨床試験段階及び臨床試験段階（うち一部）を主たる事業分野としております。臨床試験段階においては多額の研究開発費が必要となるため、当社における研究開発に係る費用及びリスク負担を低減する目的から、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて前期第Ⅱ相臨床試験を実施）までを当社にて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出することを基本としております。

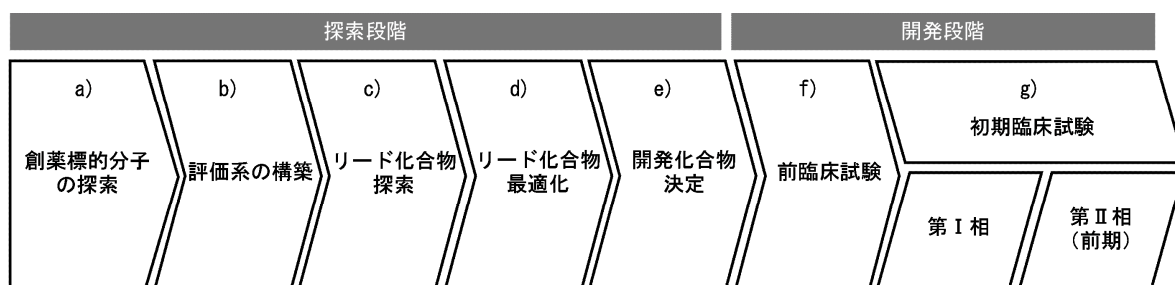
③ 低分子化合物医薬品の開発

当社は、低分子化合物医薬に係る研究開発を行っております。近年、医薬品業界においては、抗体医薬やワクチン等のいわゆるバイオ医薬の研究開発が盛んに行われておりますが、低分子化合物は依然として医薬品開発の大きな柱であります。当社においては、低分子化合物医薬において高い専門性を有していることから、当面は低分子化合物医薬を中心とした研究開発を推進していく方針であります。

④ 研究開発活動

(A) 研究開発の概要

当社の研究開発部門が行っている研究開発の概要とその流れは、以下のとおりであります。当社では、創薬標的分子（*）の探索から初期臨床試験（主として第Ⅰ相臨床試験まで、必要に応じて第Ⅱ相臨床試験を一部実施）まで、博士・修士号を有した研究者を中心にこの業務を推進しております。



(B) 当社の研究開発体制

当社は、前身である日本ファイザー社旧中央研究所の創薬研究に係る主要な機能を引き継いでおります。当社は、研究領域において豊富な知識、経験及びノウハウを有する従業員が在籍するほか、日本ファイザー社より研究機器等の研究設備を譲り受けるなど、国内外の研究機関に引けを取らない創薬研究開発環境が構築されているものと考えております。

a) プロジェクトを中心とした研究開発体制

当社の研究開発体制は、プロジェクトを中心とした階層の少ない組織により運営されており、迅速な意思決定及び業務の遂行を可能にしております。実際の業務の多くは、プロジェクト単位で協議され決定されます。重要な方針に関わる判断が必要な場合は、プロジェクトから経営戦略委員会へ提案が行われ、その決定は速やかにプロジェクト活動に反映されます。

b) 研究・開発・営業活動の一体化

当社においては、探索研究から開発そして導出に至るまで、プロジェクトチームが主体性を持ち、相互に関連して、部門横断的に業務を実施しております。これにより、実施する試験に無駄がなく、かつ必要な情報を随時取得し、これらの結果を適切に導出先企業に提供することを可能としております。

(C) 研究開発ポートフォリオ（*）による展開

当社の研究開発は、創薬の初期段階を担うものであり、少数の限られたプロジェクトに経営資源を集中するのではなく、新たなプロジェクトを継続して創出することにより、研究開発ポートフォリオを拡充し、製薬会社等へ開発化合物を導出していくことに重点を置いたものであります。

医薬品開発は、研究開発のいずれの段階においても、安全性、有効性及び薬物動態（*）並びにその他の開発上の問題から中止される可能性があります。当社においては、探索段階から海外市場において上市済みのものまで、各段階のプロジェクトを保有しており、さらに、自社の探索研究から新たな開発化合物を継続して創出する能力を備えていることから、複数のプロジェクトからなる研究開発ポートフォリオを拡充するとともに、開発リスクを低減し、より安定した事業の遂行を図りたいと考えております。

⑤ 営業（導出）活動

当社の営業活動は、前臨床試験及び臨床試験を通じて、ヒトにおける安全性及び有効性が評価可能となった段階にて、開発化合物を製薬会社へ導出することを基本としております。しかしながら、近年、各製薬会社等においては医薬品として成功する可能性の高い高品質な開発化合物を、研究開発の段階を問わず、外部の創薬ベンチャー企業や研究機関等に求めるケースが増加していることから、当社は、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオのすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な営業活動を展開しております。

また、当社の研究開発ポートフォリオは、その研究開発戦略の特性から、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利の導出を最優先の目標としておりますが、一方では、それに捉われることなく、各プロジェクトの特性と顧客である製薬会社等のニーズに応じて、日本・東アジア・欧州等の地域ごとの導出、あるいは剤形（経口剤、注射剤、局所用途剤）ごとの導出、さらには動物用医薬品用途での導出等、収益の最大化を図るべく様々な形態で導出を図る方針であります。

⑥ 当社の収益

当社の収益は、探索研究、前臨床試験及び初期臨床試験の成果として創出した開発化合物を製薬会社等に導出することにより獲得するものであり、その概要は以下のとおりであります。

収 益	内 容
契約一時金収入	契約締結時に、当社が提供するそれまでの研究成果の対価等として受け取る収入
マイルストーン収入	契約相手先の研究開発の進捗（契約書に規定された研究開発段階の達成）に応じて受け取る収入
ロイヤリティー収入	医薬品の上市後に販売額の一定料率を受け取る収入
研究協力金収入	共同研究で設定された条件に従って、共同研究の開始に伴い当社のそれまでの研究成果を提供する対価等として受け取る収入及び共同研究の期間中に提供する役務等の対価等として受け取る収入

⑦ 事業系統図

当社の事業の系統図は、以下のとおりであります。



(2) 当社の研究開発対象領域及び研究開発ポートフォリオ

① 当社の研究開発対象領域

当社は、前身である日本ファイザー社旧中央研究所時代から引き続き、主として疼痛疾患領域及び消化管疾患領域を研究開発の中核として位置付けており、当該領域における豊富なノウハウを蓄積しているものと考えております。当該2つの事業領域に関して、医薬品としての全世界の市場規模は拡大傾向にあり、今後も市場成長が見込まれるものと想定しており、これらの領域を中心に研究開発を推進していく方針であります。

② 当社のポートフォリオ及び研究開発の状況

一般的に医薬品の研究開発は長期に渡って多額の資金を必要とされています。当社は、研究開発に係るリスク軽減を目的として、当社保有の開発化合物について「選択と集中」を図っております。

具体的には、当社が強みを持つ探索段階から第Ⅰ相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラムを「導出準備プログラム」、第Ⅱ～Ⅲ相臨床試験を中心に導出先が主軸となって開発を進めるプログラムを「導出済プログラム」と定義しております。また、探索ステージを基本に当社と製薬会社、双方が持つ強みを持ち寄りイノベティブな開発化合物の創出を目指す共同研究プログラムを「共同研究プログラム」と定義しております。

当事業年度末現在の主な「導出準備プログラム」及び「導出済プログラム」、「共同研究プログラム」の状況は、以下のとおりであります。

(A) 導出準備プログラム

当事業年度末現在、「導出準備プログラム」は以下のとおりであります。当社は、これらのプロジェクトに関して一部導出済みの契約を除き、全世界を対象とする開発、販売及び製造に関する権利を有しております。

プロジェクト	化合物コード (注) 1	主適応症	開発段階	臨床試験の実施地域	導出状況 (注) 2
5-HT ₄ 部分作動薬	RQ-00000010	胃不全麻痺 機能性胃腸症 慢性便秘	第Ⅰ相臨床試験	英国	—
			前臨床試験	韓国	CJ CheilJedang Corporation (韓国) (注) 2
アシッドポンプ拮抗薬	RQ-00000004 (テゴプラザン)	胃食道逆流症	第Ⅲ相臨床試験 (導出先実施中)	韓国	CJ CheilJedang Corporation (韓国) (注) 2
			第Ⅰ相臨床試験	米国	—
			第Ⅰ相臨床試験	日本	—
	RQ-00000774	消化管疾患	探索段階	—	—
ダルババンシン	RQ-00000002	MRSA感染症	製品販売中 (米国) 前臨床試験 (日本)	日本	—
モチリン受容体作動薬	RQ-00201894	胃不全麻痺 機能性胃腸症 術後イレウス	前臨床試験	—	—
5-HT _{2B} 拮抗薬	RQ-00310941	下痢型過敏性腸症候群	第Ⅰ相臨床試験 実施中	英国	—
グレリン受容体作動薬	—	癌に伴う食欲不振	探索段階	—	—
TRPM8遮断薬	—	神経因性疼痛	探索段階	—	—

(注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。

2. 本プロジェクトは、平成26年4月1日にCJ CheilJedang CorporationよりCJ HealthCare Corporationへ継承されています。

(B) 導出済プログラム

当事業年度末現在、当社の導出済みのプログラムの状況は、以下のとおりであります。なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

プロジェクト	化合物コード (注) 1	想定 適応症	剤形	対象		導出先における研究開発 発段階	権利地域	導出先 (注) 2		
				ヒト	動物					
非定型統合失調症治療薬	RQ-00000003 (ジブラシドン)	統合失調症	—	○		第Ⅲ相臨床試験実施中 (日本)	日本	Meiji Seika ファルマ株式会社		
アシッドポンプ拮抗薬	RQ-00000004 (テゴブラザン)	胃食道逆流症	—	○		第Ⅲ相臨床試験実施中 (韓国)	韓国、中国(香港を含む)、 台湾及び東南アジア	CJ CheilJedang Corporation (韓国) (注) 4		
	RQ-00000774	消化管疾患	—	○		前臨床試験	韓国、中国(香港を含む)、 台湾及び東南アジア			
グレリン受容体作用薬	RQ-00000005 (カプロモレリン)	体重減少 食欲不振	—		○	申請準備中 (米国)	全世界	Aratana Therapeutics, Inc. (米国)		
EP4拮抗薬	RQ-00000007 (グラビプラント)	炎症性疼痛	—		○	申請準備中 (米国)	全世界 (但し、注射剤については日本、 中国、韓国、台湾を除く)			
		術後疼痛	注射剤	○	○	前臨床試験	日本及び東アジア(中国・ 韓国・台湾)		丸石製薬株式会社	
		変形性関節症	—		○		第Ⅱ相臨床試験 (注) 3		全世界 (但し、注射剤については日本、 中国、韓国、台湾を除く)	株式会社AskAt
		自己免疫疾患、アレルギー	—		○		第Ⅰ相臨床試験 (注) 2		全世界 (但し、注射剤については日本、 中国、韓国、台湾を除く)	
		がん	—		○		第Ⅰ相臨床試験 (注) 2	全世界 (但し、注射剤については日本、 中国、韓国、台湾を除く)		
RQ-00000008	変形性関節症、自己免疫疾患、 がん、アレルギー	—		○		前臨床試験	全世界 (但し、注射剤については日本、 中国、韓国、台湾を除く)			
5-HT ₄ 部分作用薬	RQ-00000009	アルツハイマー病	—		○	第Ⅰ相臨床試験 (注) 2	全世界	CJ CheilJedang Corporation (韓国) (注) 4		
	RQ-00000010	消化管疾患	—		○	前臨床試験 (韓国)	韓国、中国(香港を含む)、 台湾、インド及び東南アジア			
シクロオキシゲナーゼ2(COX-2)阻害薬	RQ-00317076	急性痛	—		○	第Ⅱ相臨床試験 (注) 3	全世界	株式会社AskAt		

- (注) 1. 化合物コードは、RQ-で始まるコードで表記されており、当社で研究・開発・評価に使用するすべての化合物に対して付与しております。
2. 米国ファイザー社において、第Ⅰ相臨床試験を終了しております。
3. 米国ファイザー社において、前期第Ⅱ相臨床試験を実施しました。
4. 本プロジェクトは、平成26年4月1日にCJ CheilJedang CorporationよりCJ HealthCare Corporationへ継承されています。

(C) 共同研究プログラム

当事業年度末現在、製薬会社等との共同研究プログラムは、以下のとおりであります。なお、契約内容の詳細については、後述の「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

プロジェクト	化合物コード	共同研究先	研究開発段階
特定のイオンチャネルを標的とした新規消化器疾患治療薬	—	味の素製薬株式会社	探索研究を実施中
タンパク質間相互作用を標的とした新規鎮痛薬	—	インタープロテイン株式会社	探索研究を実施中
特定のイオンチャネルを標的とした新規治療薬	—	旭化成ファーマ株式会社	探索研究を実施中
特定のイオンチャネルを標的とした新規治療薬	—	XuanZhu Pharma Co., Ltd.	探索研究を実施中

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
64（14）	44.1	5.9	8,123,954

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

<用語解説> (アルファベット、50音順)

* GLP、GCP、GMP

医薬品の製造・輸入承認申請のための安全性試験、臨床試験、あるいは発売後の医薬品等の品質確保のために省令で定められている基準であります。

GLP (Good Laboratory Practice)	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われる安全性試験データの信頼性を確保するための基準。
GCP (Good Clinical Practice)	臨床試験の実施基準	医薬品の製造・輸入承認申請等のために行われるヒトを対象とした臨床試験が、倫理的及び科学的に適正に実施されることを目的として定められた基準。
GMP (Good Manufacturing Practice)	製造管理／品質管理の基準	品質の高い医療品を製造するため、製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般に亘り、製造者が守るべき要件を定めた基準。

(注) GLP、GCP、GMPは、日本(厚生労働省)では、それぞれ医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(GLP省令)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(GCP省令)、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)と呼びます。

* GPCR

Gタンパク質共役型受容体(G-protein-coupled receptor)の略称であり、細胞膜を7回貫通するという構造的特徴を有しており、7回膜貫通型(7TM)受容体とも呼ばれております。細胞外側にセロトニン、ヒスタミン、アドレナリン等に代表されるリガンド結合部位が存在し、細胞内側にGタンパク質が結合する部位を有して、細胞外の化学的情報を細胞内に伝達する機能を有する膜タンパク質であります。

* MRSA (メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)

Methicillin-resistant *Staphylococcus aureus*の略称であります。薬剤耐性菌の代表格であり、ペニシリンの一種であるメチシリンが効かなくなった黄色ブドウ球菌のことを言います。

今では多くの抗生物質に抵抗性を示すようになり、治療が困難となっており、免疫力の衰えた人が感染すると、呼吸器感染症、敗血症等を発症し、致死率も高くなります。治療には専用の抗生物質を処方することが必要になります。

* イオンチャネル

イオンチャネルは細胞膜に存在する蛋白分子であり、細胞内外間のイオンの通路を形成しております。GPCR(*)が細胞膜を介して情報伝達を行うのに対して、イオンチャネルはイオンそのものを輸送することによって膜電位変化を電気信号へと変換し、筋肉の収縮や様々な伝達物質の放出を誘発するものであります。

* 胃食道逆流症(GERD)

Gastroesophageal Reflux Diseaseの略称であり、胃内容物、特に胃酸が食道内に逆流することによって、胸焼け等の特徴的な症状をもたらす疾患であります。下部食道粘膜に粘膜傷害が認められる逆流性食道炎と内視鏡的に粘膜傷害を認めない内視鏡陰性GERD(NERD)とに分類されます。

* 医薬品研究開発の一般的進行

(A) 探索研究

新薬のもととなる開発候補化合物(*)を探し出す研究を探索研究と言います。疾患の原因となる標的分子の探索、疾患と標的分子の関係を反映する評価系の構築、ハイスループット・スクリーニング(HTS)(*)等を用いたリード化合物の探索、有効性・安全性等の様々な観点によるリード化合物の最適化が実施されます。幾度にも亘り、検討、合成、評価の作業を繰り返すことで、より医薬品としての可能性が高い化合物を作り上げます。

(B) 前臨床試験

開発化合物を特定した後、ヒトにおける試験を行うために十分な安全性と有効性があることを確認することを目的として、主に動物を用いて行われる毒性試験(*)、薬効薬理試験、薬物動態試験等の試験を前臨床試験と言います。また、種々の試験と並行し、開発化合物の製造法の開発やヒトへどのような形で投与するか(錠剤、カプセル剤、注射剤等)についても検討を行います。

(C) 臨床試験

前臨床試験の結果、開発化合物が有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、ヒトにおける臨床試験が実施されます。

臨床試験においては、以下の3段階の試験によって、用法、用量、有効性及び安全性を評価します。

a) 第I相臨床試験

少人数の健常ボランティアを対象に、開発化合物の投与量を低用量から徐々に上げていき、ヒトにおける安全性及び体内での動き(吸収、排泄等)の検討を行います。

b) 第II相臨床試験

比較的少人数の患者を対象に、目標適応症における効果及び安全性を検討し、最適な投与量や投与方法等を設定します。

c) 第III相臨床試験

臨床試験の最終段階として、患者を対象とした大規模な臨床試験を実施します。様々な背景を持つ多数の患者に投与することで、有効性及び安全性をより実際の治療に近い形で検証します。

(D) 申請・承認

臨床試験により有効性と安全性が確認された新薬について、規制当局（日本の場合は厚生労働省、米国の場合は米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）等）へ製造販売承認の申請を行います。規制当局は提出された膨大なデータを検討し、医薬品としての販売の認可・不認可を判断します。

* 開発化合物

探索研究が終了し、開発段階に進める化合物の一つに絞り込み、開発プロジェクトとして前臨床開発をスタートした時点以降、その化合物を開発化合物と言います。

* 開発候補化合物

探索研究の後期において、少数の化合物の中から開発化合物を選定する段階で、開発化合物の候補となる化合物を開発候補化合物と言います。

* 化合物ライブラリー

ある目的のために集められた化合物の集合体そのもの、あるいは保管庫や検索システムのように必要に応じて利用するための仕組みを指します。

* 過敏性腸症候群（IBS）

Irritable Bowel Syndromeの略称であり、主として大腸の運動及び分泌機能の異常で起こる病気の総称であります。主な症状は慢性的な腹痛や腹部不快感と便通異常であり、腸の器質的変化を伴わないことが特徴とされております。病型として便秘型、下痢型、混合型、分類不能型があります。

* 機能性胃腸症（FD）

Functional Dyspepsiaの略称であり、上腹部の不快感がありながら、内視鏡検査等で潰瘍等明らかな器質的病変が認められない疾患であります。日本では長い間、胃炎という病名で呼ばれてきたものであり、機能性ディスペプシアとも呼ばれております。

* 毒性試験

ヒトに投与する量に関する情報、安全な投与期間に関する情報、薬物の生理学的並びに毒性的作用の特徴に関する情報を得るために行われる動物を用いた試験のことを言います。

* ハイスループット・スクリーニング（HTS）

ロボット等の自動化された装置を用いて、薬としての効果や毒性についての評価試験を高速かつ大量に実施する方法のことであります。1日に何万個もの化合物を評価することによって、膨大な数の化合物ライブラリー（*）の中から、短時間で効率よくリード化合物を見つけ出すことができます。

* 標的分子

病気に関わっている酵素等のタンパク質で、薬が働きかける相手（標的）となるものであります。

* ポートフォリオ

当社が保有しているプロジェクト、すなわち研究から開発、導出までの異なった段階における複数のプロジェクトの総称であります。

* 薬物動態

医薬品がヒトや動物に投与された後、どのように吸収され、組織に分布し、小腸や肝臓中の酵素により代謝され、排泄されるかを、薬物の濃度、その時間に対する変化等から解析することを言います。

また、開発化合物について、このような性質を検討するために行われる動物を用いた試験のことを薬物動態試験と言います。

* 薬価基準収載

医療用医薬品として製造・輸入承認を受けた新薬が医療保険の適用を受けるためには、薬価基準へ採用されること（収載）が必要になります。製薬会社が新薬の保険適用を厚生労働省へ申請した後、保険適用が認められた場合は、中央社会保険医療協議会で薬価が決まり、薬価基準に収載されます。

* リード化合物

創薬標的分子に作用し、疾患モデルの動物を用いた試験でも効果を示すことが確認された新薬のタネとなる化合物のことであります。この先、さらに効果や安全性が改善されて開発候補化合物となります。

第2【事業の状況】

「(*)」を付している用語については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況」の末尾に用語解説を設け、説明しております。なお、当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、景気回復局面で推移しておりましたが、年末にかけては円安効果が一巡したことに加え、チャイナクラッシュの顕在化や原油などのコモディティ市場の下落などにより、我が国経済の先行きは厳しい状況になるものと予想されております。

わが国の製薬業界を取り巻く環境は、市場のグローバル化や企業間競争の激化が進み、国内では政府による後発医薬品使用促進による医療費抑制策などにより一層厳しい経営環境となっており、国内外でM&Aによる業界の再編が活発化してきております。一方、創薬研究開発分野におきましては、4月に独立行政法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development、略称「AMED」。）が設立され、国家プロジェクトによる創薬事業への支援体制が整ってまいりました。

このような環境下において、当社は医薬品開発化合物の継続的な創出、研究開発ポートフォリオの拡充、及びそれら開発化合物の導出を目指して研究開発活動並びに営業活動に取り組んでまいりました。

事業面では、旭化成ファーマ株式会社との創薬研究に関する共同研究により研究協力金を得たほか、新たに中国のXuanZhu Pharma Co., Ltd.（本社：中国山東省）との間で、新しい鎮痛薬の創出を目指した特定のイオンチャネルについての共同研究契約を締結いたしました。

臨床試験の状況につきましては、CJヘルスケア株式会社（本社：韓国ソウル市、以下、「CJ社（韓国）」）に導出中のアシッドポンプ拮抗薬が、4月より韓国で第Ⅲ相臨床試験が開始され、試験が順調に進んでおります。Meiji Seika ファルマ株式会社（以下、「Meiji Seika ファルマ」）に導出した第二世代（非定型）統合失調症治療薬ジプラシドンが、日本で第Ⅲ相臨床試験が開始され、試験が順調に進んでおります。Aratana Therapeutics Inc.（本社：米国カンザス州、以下、「アラタナ社（米国）」）に導出したEP₄拮抗薬は、必要な試験が終了しており、平成28年中の承認申請及び発売開始に向けての準備が進んでおります。また、グレリン受容体作動薬につきましても、動物薬臨床試験の最終段階において良好な結果が得られており、平成28年中の承認申請及び発売開始を目指して取り組みが進んでおります。

平成26年より当社が日本国内で実施しておりましたアシッドポンプ拮抗薬の第Ⅰ相臨床試験は8月に終了し、胃食道逆流症治療の既存薬と比べて速やかに胃酸分泌抑制効果があることが確認されました。アシッドポンプ拮抗薬は、前述のように韓国において第Ⅲ相臨床試験が順調に進んでおりますが、日本国内におきましても、引き続き製品化に向けた取り組みを進めてまいります。このほか、下痢型過敏性腸症候群（IBS）を適応症として開発中の5-HT_{2B}拮抗薬（RQ-00310941）は、7月より英国で第Ⅰ相臨床試験を開始いたしました。

産学連携面では、国立大学法人名古屋大学（以下、「名古屋大学」）との間で新たに産学協同研究講座「薬剤科学・分析化学講座」と「新薬創成化学講座」を設置し、これまで愛知県知多郡武豊町で研究活動を行ってまいりました当社の化学研究部を、8月に名古屋大学東山キャンパス内に移しました。今後、名古屋大学との産学連携による創薬研究活動をより一層深化させてまいります。

また平成27年7月に、経済産業省中部経済産業局「平成27年度第1回異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）」の認定を取得し、平成27年8月に同省同局「平成27年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」に採択され、初年度3,000万円を上限として補助対象経費の2/3以内、2年度目は原則として初年度の補助金交付決定額と同額を上限に補助を受ける予定です。

以上の結果、当事業年度の業績は、事業収益145百万円、営業損失1,864百万円、経常損失1,795百万円、当期純損失1,854百万円となりました。なお、事業費用の総額は2,010百万円であり、そのうち研究開発費は1,302百万円、その他の販売費及び一般管理費は707百万円となりました。

また、当事業年度におきましては、投資有価証券売却益65百万円、事業所移転費用43百万円及び希望退職に伴う特別退職金69百万円を計上しております。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ251百万円増加し、2,243百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、2,116百万円となりました。これは主に、研究開発費等の事業費用2,010百万円及び移転費用の支払額43百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は、665百万円となりました。これは主に、保有する有価証券の償還による収入1,557百万円及び有価証券の取得による支出620百万円、並びに有形固定資産の取得による支出195百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により調達した資金は、1,701百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使に伴う株式の発行による収入1,686百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当社は研究開発を主体としており、受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	前年同期比 (%)
事業収益 合計 (千円)	145,500	94.5

(注) 1. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、それぞれ以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
旭化成ファーマ株式会社	97,500	63.4	99,000	68.0
味の素製薬株式会社	33,333	21.7	—	—
C Jヘルスケア株式会社	20,000	13.0	20,000	13.7
XuanZhu Pharma Co., Ltd.	—	—	20,000	13.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、中長期的な研究成果の収益化を目指して、以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

(1) 研究開発ポートフォリオの強化

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めていくためには、新規性の高い開発化合物を継続的に創出し、研究開発ポートフォリオを強化していく必要があります。当社は、以下の方策を採ってまいります。

- ・独自の評価系及びデータベース等を活用して、開発化合物の早期創出を目指してまいります。
- ・既存の研究開発ポートフォリオの新規適応症を拡大するプロジェクトに取り組んでまいります。
- ・当社の技術・ノウハウを積極的に活用できるイオンチャネル創薬プロジェクトについては、他社との共同研究も積極的に進め、開発化合物の早期創出を目指します。
- ・産学官連携による共同研究を推進し、最先端の創薬研究に基づく開発化合物の増加を目指してまいります。

(2) リソースの選択と集中による各プロジェクトの価値向上

当社は、保有する開発化合物の研究開発について、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために開発化合物のステータスに応じて以下の方策を採ってまいります。

- ・導出準備プログラム 当社が強みを持つ探索段階から第Ⅰ相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・導出済プログラム 第Ⅱ～Ⅲ相臨床試験を中心に導出先が主軸となって進める臨床開発について当社がサポートをメインに行うプログラム
- ・共同研究プログラム 探索ステージを基本に当社と製薬会社、双方が持つ強みを持ち寄り革新的な開発化合物の創出を目指す共同研究プログラム

(3) 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社は、開発化合物の製品上市を実現するために以下の方策を採ってまいります。

- ・当社が有する探索段階から第Ⅰ相臨床試験のステージにある開発化合物を製品上市するためには、臨床開発を実施しなければなりません。開発を推進し、リスクを最小化するためには、パートナーとなる製薬会社と提携し、導出を行う必要があります。現在、当社はこれを最重要課題として様々なチャネルを通して導出活動に取り組んでおります。
- ・導出後は、一日も早い製品上市を目指して、導出先企業へのデータ提供や定期的なコミュニケーションを図ることで開発の推進を積極的に支援してまいります。

(4) 経営基盤の強化と企業価値の向上

当社のような創薬ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、長期に亘って研究開発費の先行投資が続きます。当社においても第1期事業年度から第8期事業年度に至るまで、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後もこの傾向が続くものと予想されますが、経営基盤を強化し、企業価値の向上を目指すためには資金調達と革新的な開発化合物の創出が必須のものであります。この現状を踏まえて、当社は以下の方策を採ってまいります。

- ・研究開発推進のための資金調達
平成27年9月に、研究開発推進を目的とした行使価額修正条項付き第11回新株予約権を発行しました。引き続き安定収入獲得まで必要に応じて適切な時期に適切な調達方法を検討し、資金調達に取り組んでまいります。
- ・産学官連携スキームによる新規性の高い開発化合物の創出
医薬品開発先進国である米国では、新たに上市される医薬品の約6割がアカデミアや創薬ベンチャー企業発と言われております。我が国においてもアカデミアや創薬ベンチャー企業からの創薬が進む中、当社は平成26年度から名古屋大学に産学協同研究部門を設置し、アカデミアにおける最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出に取り組んでおります。
また平成27年7月に、経済産業省中部経済産業局「平成27年度第1回異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）」の認定を取得し、平成27年8月に同省同局「平成27年度商業・サービス競争力強化連携支援事業（新連携支援事業）」に採択され、初年度3,000万円を上限として補助対象経費の2/3以内、2年度目は原則として初年度の補助金交付決定額と同額を上限に補助を受ける予定です。

(5) 財務体質の健全化

税負担の軽減や現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図るため、平成28年2月12日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第8期定時株主総会に、「資本金の額の減少の件」及び「資本準備金の額の減少の件」を上程することを決議し、第8期定時株主総会で承認を受けました。

(6) 薬事関連法規制を遵守する体制の更なる充実

医薬品の研究開発は、各国の薬事規制当局の基準に従い、有効性・安全性及び品質が確立された医薬品を創出する必要があります。当社は、設立直後からこれらの基準を遵守する体制の構築を強く意識し、SOP（研究開発に関する標準手順書）の作成・改定やこれらの基準に関する社員教育を実施し、事業活動を行ってまいりました。今後も、上述の基準について常に最新の情報を収集するとともに、遵守体制の更なる強化に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しないと思われる事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意ください。なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業の内容について

① 医薬品の研究開発について

一般的に医薬品の研究開発は探索研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、巨額の研究開発費用が必要とされる一方、成功確率は他産業に比して極めて低いものとされています。当社の現在及び将来における事業活動においても、これらのリスクは付随しております。当社及び導出先、共同研究先での研究開発過程においてこれらのリスクに伴う問題が生じた場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 薬事規制について

当社が属する医薬品業界は、研究開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法その他関係法令や規則、及びそれに関わる行政指導により、様々な規制を受けております。

品質、有効性および安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない場合には、当初計画した条件での導出、もしくは導出そのものが困難になる可能性があります。これは他社に導出した開発品に関しても同様であり、承認が計画どおり取得できず上市が困難になる可能性があります。これらの事態が生じた場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新について

当社が事業を展開する医薬品分野は、技術革新が著しいものと考えられます。当業界における急激な研究の進歩等により、医薬品の研究開発に有効と考えられる技術等への当社の対応に支障が生じた場合には、事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、事業に必要となる最先端の技術を導入するためには、多額な費用・投資及び時間を要する可能性もあり、これにより当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合について

当社は、疼痛疾患及び消化管疾患を重点領域として医薬品の研究開発を行っておりますが、これらの領域においては、多くの製薬会社や創薬ベンチャー企業等による研究開発活動が行われており、当社の研究開発との間に競合関係が生じております。競合品の存在やその研究開発の進捗等が当社の開発化合物の導出等に影響を及ぼし、当社の事業戦略、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 製薬会社等への導出等による収益獲得について

一般的に、製薬会社等において共同研究の実施や開発化合物の導入に際しては、(a) 重点領域、既存医薬品、開発化合物の状況及び研究開発予算等を踏まえた自社の戦略との合致、(b) 開発化合物の安全性や有効性に関する科学的検証及び評価、(c) 想定される収益、費用及びリスク等の費用対効果等を総合的に判断して決定されるものであり、その評価・判断は個々の製薬会社等により異なります。

当社が契約締結を企図するプロジェクトや開発化合物が製薬会社等における上述の各要素を充足する保証はなく、契約締結に結び付かない、又は契約条件が当社の想定と大きく異なる等の可能性があり、これにより当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 為替リスクについて

当社の事業は、全世界の製薬会社等を対象としており、事業収益及び事業費用における海外企業の構成比率が高くなる可能性があります。為替変動が生じた場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社内体制について

① 特定の人材への依存について

当社の事業活動は、現在の代表取締役以下各部門の責任者や構成員に大きく依存しております。当社では、このため常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、計画通りに行えない場合は、当社の業務運営、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報管理体制について

当事業において、研究開発における技術及び知見等は極めて重要性の高いものであり、導出先である製薬会社等と共有する情報等は高い機密性を保持することが要請されます。当社は、機密情報の漏洩リスクを低減するため、情報管理体制の強化に努めておりますが、これら重要な機密情報の漏洩等が生じた場合には、当社の事業に著しい不利益が生じる可能性があることに加え、当社に対する信頼性低下等により、当社の事業戦略、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権について

① 当社の保有する知的財産権について

特許は出願及び取得した場合においても出願した全てが成立する保証はなく、また特許出願によっても当社の権利を確実に保全できる保証はありません。

当社が所有又は使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性や、第三者の知的所有権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難であり、こうした結果、当社の事業戦略、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、日本その他の国の特許関連法規、或いは各国当局の解釈により、競合他社、或いはその他の組織が当社に補償等を行うことなく技術を使用し、医薬品等の開発及び販売を行うことができる可能性があります。

② 職務発明に係る社内対応について

平成17年4月1日から施行された特許法の改正に伴い、当社では、代表取締役、執行役員及び従業員が協議の上、取締役会決議により「知的財産権管理規程」を作成し、運用しております。しかしながら、将来、発明者の認定及び職務発明の対価の相当性につき、係争が発生した場合には、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業における事故やトラブル等のリスクについて

① 当社の臨床開発における健康被害について

当社は、研究開発活動において、開発化合物の有効性及び安全性を評価するため、前臨床試験を実施した上でヒトでの初期の臨床試験を実施しております。被験者において重大な健康被害が発生した場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 研究施設における事故等について

当社は、研究開発活動において、各種化学物質、特に危険物質を取り扱っております。何らかの要因により火災や爆発事故又は環境汚染事故等が発生した場合には、重大な損失を招くリスクがあり、当社の事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自然災害等のリスクについて

当社が本拠地とする中部地域において、地震（東南海地震含む）、津波又は台風等の自然災害や大規模な事故、火災、テロ等により、当社設備の損壊や各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、事業活動に停滞が生じ、当社の事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟の可能性について

当社は、事業を展開する上で、当社の瑕疵又は責任の有無に拘わらず、第三者の権利又は利益を侵害した場合には、損害賠償等の訴訟を提起される可能性があります。また、取引関係や労使関係その他において何らかのトラブルが生じた場合、訴訟等に発展する可能性があります。さらに、業務委託先においてコンプライアンス違反が発生した場合、発注元である当社に対しても責任が問われる可能性があります。その結果として、金銭的負担の発生や当社に対する信頼性低下等により、当社の事業、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

(5) 経営上の重要な契約について

当社の経営上の重要な契約について、将来、期間満了、解除、中断、延期等が生じた場合には、当社の事業戦略、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 経営成績及び財政状態について

① 今後における損失計上の見直しについて

当社は、引き続き多額の研究開発費を先行投資する必要があることから、当面は損失の計上を想定しております。販売計画や研究開発計画が当社の想定どおりに進捗しなかった場合は、想定以上に損失計上が続く可能性があります。その状況によっては当社の事業継続が困難となる可能性があります。

② 事業資金の確保について

当社は、研究開発活動の推進等に伴い、第1期から第8期に至るまで、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、今後も事業活動の進捗に伴って、研究開発投資、運転資金及び設備投資等の資金需要が予想されます。適時適切な資金調達ができなかった場合、当社の事業継続が困難となる可能性があります。また増資による資金調達を実施する場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

③ 税務上の繰越欠損金について

当社は、過年度の損失計上により税務上の繰越欠損金を有しております。これにより、将来において利益計上に至った場合でも、当該繰越欠損金が解消されるまでは法人税等の税負担は概ね発生しないと予想されます。但し、将来において当該繰越欠損金が解消又は失効した場合には、通常の税率に基づく税負担が生じることとなり、その場合には当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(7) ファイザーグループについて

① ファイザーグループの当社株式の保有及び経営関与に係る方針について

当社はファイザー株式会社（以下、「日本ファイザー社」という。）旧中央研究所を前身としており、旧中央研究所閉鎖に起因する当社独立時に、ファイザーグループより支援の一環として出資を受けており、当事業年度末現在、日本ファイザー社は、当社株式の7.91%（潜在株式を除く）を保有しており、同社の当社株式の保有目的は純投資となっております。なお、ファイザーグループと当社間では、役員受入や人員出向等の関係はなく、同社グループが当社経営に関与する意向はないものと認識しております。

しかし、ファイザーグループの経営方針や事業戦略等に変更が生じた場合には、当社の事業戦略、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 取引関係について

当社は、事業の開始に際して、米国ファイザー社から知的財産権を譲り受けており、その後も契約では定められていない詳細な権利調整等については、今後協議を行う可能性があります。

また今後、同社グループに対して当社の開発化合物を導出する可能性もありますが、他の導出先企業と同様の取引を想定しております。

③ 契約について

当社は、現在、米国ファイザー社との間で当社の事業展開上、重要と考えられる契約を締結しておりますが、当該契約が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合又は当社にとって不利な改定が行われた場合には、当社の事業戦略、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 名古屋大学について

当社は、名古屋大学との間で締結した産学協同研究部門設置契約に基づき、研究拠点を名古屋大学内に置いておりますが、契約の満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合、又は当該契約の更新に際し改定が行われた場合には、当社の事業戦略、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) その他

① 新株予約権について

当社は、従業員に対するインセンティブ・プランとしてストック・オプション制度を採用しております。今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後ストック・オプションを付与する際に費用が計上されることにより、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 配当政策について

当社は設立以来、当期純損失を計上しており、今後も引き続き研究開発活動に対する投資を先行していく必要があることから、当面は配当を予定しておりません。

しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来において安定的な収益の獲得が可能となった場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を考慮した上で、利益配当についても検討してまいります。

③ ベンチャーキャピタル及び投資事業組合の株式保有比率について

当事業年度末現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」）が所有している株式数は3,487,100株存在し、発行済株式総数に占める比率は18.58%であります。一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、株式公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることにありますので、VC等は当社の株式の一部または全部を売却することが想定されます。VC等による当社株式売却により、一時的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下及び低迷する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 産学協同研究部門（又は講座）の設置に関する契約

契約書名	産学協同研究部門設置契約
契約先	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成26年2月18日
契約期間	平成26年4月1日から3年間
主な契約内容	<p>① 当社は、名古屋大学 環境医学研究所内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究部門（講座名：薬効解析部門）を設置する。</p> <p>② 産学協同研究部門の設置に伴い、国立大学法人 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>③ 当社は、国立大学法人 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p>

契約書名	産学協同研究講座設置契約
契約先	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成27年2月17日
契約期間	平成27年4月1日から3年間
主な契約内容	<p>① 当社は、名古屋大学 大学院医学研究科内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究講座（講座名：薬剤科学・分析化学講座）を設置する。</p> <p>② 産学協同研究講座の設置に伴い、国立大学法人 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>③ 当社は、国立大学法人 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p>

契約書名	産学協同研究講座設置契約
契約先	国立大学法人 名古屋大学
契約締結日	平成27年2月17日
契約期間	平成27年4月1日から3年間
主な契約内容	<p>① 当社は、名古屋大学 大学院創薬科学研究科内（愛知県名古屋市千種区不老町）に産学協同研究講座（講座名：新薬創成化学講座）を設置する。</p> <p>② 産学協同研究講座の設置に伴い、国立大学法人 名古屋大学は、施設、付随サービス及び用役（ユーティリティ）を提供し、当社はこれを利用する。</p> <p>③ 当社は、国立大学法人 名古屋大学に対し、一定の研究経費及び産学連携推進経費を支払う。</p>

(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約

契約書名	INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT (知的財産権の譲渡及びライセンスに係る契約)
契約先	Pfizer Inc.
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から50年間
主な契約内容	<p>① Pfizer Inc. は、探索段階及び開発段階の複数のプロジェクトに関して、知的財産権を当社に譲渡、又は知的財産権の使用を当社に許諾（再許諾する権利を含む）する。</p> <p>② 当社は、Pfizer Inc. に対し、下記「ANIDULAFUNGIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」、 「DALBAVANCIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT」及び「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」の対価を支払う。</p> <p>③ 上記①の対象となった複数の化合物のうち特定の化合物に関して、当社はPfizer Inc. に対し、ロイヤリティーを支払う。</p>

契約書名	ANIDULAFUNGIN MARKETING RIGHTS AGREEMENT (アニデュラファンギンの開発・販売権に係る契約)
契約先	Pfizer Inc.
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から日本国内での販売終了まで
主な契約内容	① Pfizer Inc. は、当社にアニデュラファンギンの日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利並びに再許諾する権利を許諾し、当社は別途「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」に定める対価を支払う。 ② 当社は、本化合物の特許権を所有するEli Lilly and Companyに対して、国内承認時にマイルストーン、上市後にロイヤリティーを支払う。

契約書名	ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT (ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の開発・販売権に係る契約)
契約先	Pfizer Inc.
契約締結日	平成20年6月30日
契約期間	平成20年6月30日から日本国内での販売終了まで
主な契約内容	Pfizer Inc. は、当社にジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利並びに再許諾する権利を許諾し、当社は別途「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」に定める対価を支払う。

(注) ジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本国内における開発、販売及び製剤の製造に関する権利は、平成23年3月14日付で一定の対価の受領と引き換えに、Meiji Seikaファルマ株式会社に再許諾しております。契約内容の詳細については、後述「(5) 権利の再許諾に関する契約 ライセンス契約」に記載のとおりであります。

(3) 権利の譲渡に関する契約

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	① 当社は、株式会社AskAtに対して、EP ₄ 拮抗薬 (RQ-00000007) に関するすべての知的財産権を譲渡する。 ② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000007により得た収益の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。

(注) 1. 本契約の締結に関わらず、当社は平成22年8月4日付けで丸石製薬株式会社と締結した導出契約上の地位は委譲しません。なお、同社との当該導出契約の詳細については、後述「(4) 導出に関する契約 ① EP₄拮抗薬 (RQ-00000007) ライセンス契約」に記載のとおりであります。

2. 本契約の締結に伴い、当社は平成22年12月27日付けでAratana Therapeutics, Inc. と締結した導出契約上の地位を株式会社AskAtに委譲しております。なお、同社との当該導出契約の詳細については、後述「(4) 導出に関する契約 ① EP₄拮抗薬 (RQ-00000007) EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007」に記載のとおりであります。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	① 当社は、株式会社AskAtに対して、EP ₄ 拮抗薬 (RQ-00000008) に関するすべての知的財産権を譲渡する。 ② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000008により得た収益の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	<p>① 当社は、株式会社AskAtに対して、シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076) に関するすべての知的財産権、関連するデータ及び当該化合物原体を譲渡する。</p> <p>② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00317076により得た収益の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p>

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成25年1月29日
主な契約内容	<p>① 当社は、株式会社AskAtに対して、5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000009) に関するデータ及び研究に必要な化合物を譲渡する。</p> <p>② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtがRQ-00000009により得た収益の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p>

契約書名	SALE AND PURCHASE AGREEMENT (権利売買契約)
契約先	株式会社AskAt
契約締結日	平成27年11月1日
主な契約内容	<p>① 当社は、株式会社AskAtに対して、CB2拮抗薬プロジェクトに関する全ての知的財産権及び関連するデータ並びに化合物原体を譲渡する。</p> <p>② 本契約の締結に伴い、当社は、本契約締結の対価として、株式会社AskAtが当該プロジェクトにより得た収益の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p>

(4) 導出に関する契約

① EP₄拮抗薬 (RQ-00000007)

本開発化合物は、Pfizer Inc. より譲渡を受けたものであり、当社が第三者に権利を導出する場合、導出によって得られる収益 (契約一時金収入、マイルストーン収入及びロイヤリティー収入等) に一定の料率を乗じた金額をPfizer Inc. に支払う旨、平成20年6月30日付「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」で当社とPfizer Inc. との間で合意しております。なお、「INTELLECTUAL PROPERTY TRANSFER & LICENSE AGREEMENT」の詳細については、前述「(2) 知的財産権の譲渡及びライセンスに関する契約」に記載のとおりであります。

契約書名	ライセンス契約
契約先	丸石製薬株式会社
契約締結日	平成22年8月4日
契約期間	契約締結日から丸石製薬株式会社又は同社の再許諾先による本開発化合物の開発、製造及び販売が終了するまで
主な契約内容	<p>① 当社は、丸石製薬株式会社に対して、剤形を注射剤とするEP₄拮抗薬 (RQ-00000007) の日本及び東アジア (韓国・中国・台湾) 地域におけるヒト及び動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>② 丸石製薬株式会社は、①の権利について、日本及び東アジア以外のアジア諸国並びに欧米各国を契約地域に加えるオプション権を持つ。</p> <p>③ 当社は、丸石製薬株式会社への原薬供給に責任を負う。</p> <p>④ 当社は、上記①から③の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤリティー収入を受領する。</p> <p>⑤ 丸石製薬株式会社が日本国外で第三者へ権利を再許諾した場合、当社は、再許諾により同社が受領した収入の一定料率を受領する。</p>

(注) 1. 本契約の契約内容の一部変更に伴い、平成22年12月24日付で「ライセンス契約書の一部変更に関する契約書」を締結しており、上記の内容は、当該変更契約の内容を反映しております。

2. 上記②のオプション権のうち、動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権については、当社とAratana Therapeutics, Inc. (米国)との導出契約締結に伴い、当事業年度末現在、消滅しております。なお、同社との導出契約の詳細については、後述「EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007」に記載のとおりであります。

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000007 (導出契約)
契約先	Aratana Therapeutics, Inc.
契約締結日	平成22年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	<p>① 当社は、Aratana Therapeutics, Inc. に対して、EP₄拮抗薬 (RQ-00000007) の全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。(但し、日本、韓国、中国及び台湾地域における剤形を注射剤とする動物用医薬品としての権利を除く。)</p> <p>② 当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc. へ無償で供給する。</p> <p>③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤリティー収入を受領する。</p>

- (注) 1. 当社は、当事業年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc. の普通株式を保有しております。
 2. 当社は本契約上の地位を、平成25年1月29日付で株式会社AskAtと締結した権利売買契約に基づき譲渡しております。なお、同社との当該権利売買契約の詳細については、前述「(3) 権利の譲渡に関する契約 SALE AND PURCHASE AGREEMENT」に記載のとおりであります。

② グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005)

契約書名	EXCLUSIVE IP LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000005 (導出契約)
契約先	Aratana Therapeutics, Inc.
契約締結日	平成22年12月27日
契約期間	契約締結日から契約所定の条項により解除されるまで
主な契約内容	<p>① 当社は、Aratana Therapeutics, Inc. に対して、グレリン受容体作動薬 (RQ-00000005) の全世界における動物用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>② 当社は、既に保有する原薬及び製剤の一定量を、臨床試験用としてAratana Therapeutics, Inc. に無償で供給する。</p> <p>③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤリティー収入を受領する。</p>

- (注) 当社は、当事業年度末現在、Aratana Therapeutics, Inc. の普通株式を保有しております。

③ 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

契約書名	LICENSE AGREEMENT (導出契約)
契約先	CJ CheilJedang Corporation
契約締結日	平成23年 7月28日
契約期間	契約締結日からCJ CheilJedang Corporationによる当社へのロイヤリティー支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>① 当社は、CJ CheilJedang Corporationに対して、5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010) の韓国、中国(香港を含む)、台湾、インド及び東南アジア地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>② 当社は、上記①の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤリティー収入を受領する。</p>

- (注) 本契約は平成26年4月1日にCJ CheilJedang CorporationよりCJ HealthCare Corporationへ継承されております。

④ アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004及びRQ-00000774)

契約書名	LICENSE AGREEMENT (導出契約)
契約先	CJ CheilJedang Corporation
契約締結日	平成22年9月3日
契約期間	契約締結日からCJ CheilJedang Corporationによる当社へのロイヤリティー支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>① 当社は、CJ CheilJedang Corporationに対して、アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004及びRQ-00000774) の韓国、中国 (香港を含む) 及び台湾地域におけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>② 当社は、CJ CheilJedang Corporationにバックアップ化合物について、上記①と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。</p> <p>③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤリティー収入を受領する。</p>

(注) 本契約は平成26年4月1日にCJ CheilJedang CorporationよりCJ HealthCare Corporationへ継承されております。

契約書名	LICENSE AGREEMENT FOR RQ-00000004 (CJ-12420) AND RQ-00000774 IN SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES (導出契約)
契約先	CJ HealthCare Corporation
契約締結日	平成26年11月27日
契約期間	契約締結日からCJ HealthCare Corporationによる当社へのロイヤリティー支払い義務が終了するまで
主な契約内容	<p>① 当社は、CJ HealthCare Corporationに対して、アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004及びRQ-00000774) の東南アジアにおけるヒト用医薬品としての開発、販売及び製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>② 当社は、CJ HealthCare Corporationにバックアップ化合物について、上記①と同様の権利を保証するオプション権を許諾する。</p> <p>③ 当社は、上記①及び②の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入及び製品販売高に応じたロイヤリティー収入を受領する。</p>

(5) 権利の再許諾に関する契約

契約書名	ライセンス契約 (再許諾契約)
契約先	明治製菓株式会社 (現 Meiji Seikaファルマ株式会社)
契約締結日	平成23年3月14日
契約期間	契約締結日から契約所定の状況による解約を除き、日本での販売を中止する日まで
主な契約内容	<p>① 当社は、Meiji Seikaファルマ株式会社に対して、「ZIPRASIDONE HCL / ZIPRASIDONE MESYLATE MARKETING RIGHTS AGREEMENT」によりPfizer Inc. より許諾を受けているジプラシドン塩酸塩・ジプラシドンメシル酸塩の日本における開発、販売及び製剤の製造の再実施許諾権付き独占実施権を許諾する。</p> <p>② 当社は、上記①の対価として、本契約の締結に伴う契約一時金収入、開発ステージに応じたマイルストーン収入及び製品販売高に応じたロイヤリティー収入を受領する。</p>

(6) 共同研究に関する契約

契約書名	共同研究契約書
契約先	味の素製薬株式会社
契約締結日	平成24年10月31日
契約期間	契約締結日から42ヶ月
主な契約内容	<p>① 当社は、味の素製薬株式会社と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>② 共同研究の結果創出された化合物は、味の素製薬株式会社が開発及び販売を行う。</p> <p>③ 当社は、上記①の開始時の対価として本契約の締結に伴う契約一時金収入を、また①の遂行の対価として研究援助金収入を受領する。また、共同研究の結果、創出された化合物の開発・承認・販売に応じたマイルストーン収入を受領する。</p> <p>④ 当社は、製品の上市後、医薬品販売高の一定料率をロイヤリティー収入として受領する。</p>

(注) 平成27年4月30日付で締結した覚書により、契約期間満了日を1年間延長しております。

契約書名	Collaboration Agreement
契約先	XuanZhu Pharma Co., Ltd.
契約締結日	平成27年12月22日
契約期間	平成27年12月22日から3年間
主な契約内容	<p>① 当社は、XuanZhu Pharma Co., Ltd. と特定のイオンチャネルに対する活性を持つ化合物の探索に関する共同研究を実施する。</p> <p>② 当社は、上記①の開始時の対価として本契約の締結に伴う契約一時金、および①の遂行の対価として研究助成金を受領する。</p> <p>③ 共同研究の結果化合物が創出された場合、XuanZhu Pharma Co., Ltd. と当該化合物に関するライセンス契約を締結する。</p>

6【研究開発活動】

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、1,302百万円となりました。なお、当事業年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

(1) 自社の研究開発及び共同研究

(探索段階)

炎症性疼痛及び神経因性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトでは、見出された化合物の適切な投与方法の検討を継続して実施しました。さらに新規リード化合物探索を実施し、複数の候補化合物を見出しました。

神経因性疼痛を主たる適応症としたTRPM8遮断薬のプロジェクトでは、開発候補化合物の特性評価を継続して実施しました。

製薬企業等との共同研究については以下のとおり実施しております。

会社名	開始月	内容
味の素製薬株式会社	平成24年10月	消化器領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究
インタープロテイン株式会社	平成25年2月	疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究
XuanZhu Pharma Co., Ltd	平成27年12月	疼痛領域における特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究

(注) 旭化成ファーマ株式会社と平成27年4月から実施していた「特定のイオンチャンネルを標的とした共同研究」は平成27年12月に完了し、マイルストーン収入を得ました。現在、次の段階の契約締結に向けて交渉を進めております。

(前臨床開発段階)

① グレリン受容体作動薬 (RQ-00433412)

癌性悪液質を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験の実施について検討中です。

② モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

消化管運動障害を目標適応症として開発中の本化合物は、第I相臨床試験実施に必要な前臨床試験 (*in vivo* 薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験 (GLP基準)、安全性薬理試験 (GLP基準)) が終了いたしました。現時点で次の臨床開発段階に進むにあたって問題となる所見は認められておりません。

(臨床開発段階)

① 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

機能性胃腸障害 (FGID) を目標適応症として開発中の本化合物は、米国のVirginia Commonwealth University (VCU) での医師主導治験のIND承認をFDA (アメリカ食品医薬品局) から取得いたしました。現在、VCUにて試験実施の最終準備が進められており、VCUへのサイエンス面からのサポートを継続しております。

② アシッドポンプ拮抗薬 (RQ-00000004)

胃食道逆流症 (GERD) を目標適応症として開発中の本化合物は、米国に引き続き、日本での第I相臨床試験を終了し、ガイドラインに基づいた治験総括報告書の作成が完了しました。本試験において、良好な安全性、忍容性、薬物動態プロファイルが確認されるとともに、優れた薬理学的性質が日本人においても明らかとなる成績が得られました。具体的には、投薬後速やかに強力な胃酸分泌抑制作用を示し、長時間に亘りその効果は持続しました (24時間pH \geq 4 保持時間率が90%)。引き続き導出に向けて活動を進めてまいります。

③ 5-HT_{2B}拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群 (IBS) を目標適応症として開発中の本化合物は、本化合物を初めてヒトに投与する第I相臨床試験 (健康成人及び患者を対象) を7月に英国で開始し、現在継続実施中です。

④ 第2世代半合成リボグリコペプチド系抗菌薬（ダルババンシン）

急性細菌性皮膚及び皮膚組織感染症（ABSSSI）治療薬として平成22年12月にDurata Therapeutics, Inc.（現：Allergan社）との間で、当社が保有していたダルババンシンに関する権利を譲渡する契約を締結しておりましたが、権利譲渡契約の規定に従い、平成27年6月23日付で当社が日本の権利を再取得いたしました。日本での開発準備及び新たな導出に向けて活動を進めております。本剤は、米国において急性細菌性皮膚及び皮膚組織感染症（ABSSSI）の治療薬としてDALVANCE™の商標で上市され、欧州においては平成27年3月にXYDALBA™の商標で販売承認を得ています。

(2) 導出先の開発状況

① アシッドポンプ拮抗薬（RQ-00000004、tegoprazan）

胃食道逆流症（GERD）を目標適応症としてC J社（韓国）で開発中の本化合物は、韓国において第Ⅲ相臨床試験を実施中しており、中国での開発も準備しております。

② セロトニン5-HT_{2A}及びドパミンD₂受容体遮断薬（ジプラシドン）

統合失調症治療薬としてMeiji Seikaファルマ社で開発中の本化合物は、日本において第Ⅲ相臨床試験を実施中です。本剤は、米国ファイザー社によって既に83ヶ国で販売されており、米国の治療ガイドラインには第一選択薬として記載されています。

③ EP₄拮抗薬（RQ-00000007、AT-001、grapiprant、動物薬）

ペットの疼痛治療薬としてアラタナ社（米国）で開発中の本化合物は、米国におけるイヌを対象とした臨床試験での良好な成績を受けてFDAへの新規動物薬としての申請作業が進められております。

④ グレリン受容体作動薬（RQ-00000005、AT-002、capromorelin、動物薬）

ペットの食欲不振治療薬としてアラタナ社（米国）で開発中の本化合物は、イヌを対象とした臨床試験での良好な成績を受けてFDAへの新規動物薬としての申請作業が進められております。

⑤ EP₄拮抗薬（RQ-00000007、AAT-007、grapiprant）

AskAt社に導出した本化合物については、AskAt社がヒト用医薬品としてのライセンス活動を進めております。

⑥ シクロオキシゲナーゼ-2（COX-2）阻害薬（RQ-00317076、AAT-076）

AskAt社に導出した本化合物については、AskAt社がヒト用医薬品としてのライセンス活動を進めております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

なお、前事業年度は個別キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローの状況は前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績、適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における総資産合計は4,752百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金1,840百万円、有価証券503百万円、投資有価証券1,751百万円であります。

(負債)

当事業年度末における負債合計237百万円となりました。主な内訳は、未払金123百万円、未払費用57百万円であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は4,514百万円となりました。主な内訳は、資本金9,806百万円、資本剰余金5,090百万円、利益剰余金△10,421百万円、その他有価証券評価差額金28百万円であります。なお、自己資本比率は94.8%となりました。

(3) 経営成績の分析

事業収益は、味の素製薬株式会社及び旭化成ファーマ株式会社との共同研究に係る研究協力金収入、CJヘルスケア株式会社（本社：韓国ソウル市）及びXuanZhu Pharma Co., Ltd.（本社：中国山東省）とのライセンス契約締結に伴う契約一時金収入等を計上し、145百万円（前事業年度比5.5%減）となりました。

事業費用は、2,010百万円（前事業年度比11.7%減）となりました。主な内訳は、研究開発費は1,302百万円（前事業年度比12.0%減）、その他の販売費及び一般管理費は707百万円（前事業年度比10.9%減）であります。

研究開発費の主な内訳は、給与手当が409百万円（前事業年度比0.1%減）、委託研究開発費が192百万円（前事業年度比22.5%減）、産学共同研究費が151百万円（前事業年度比148.9%増）、臨床研究費が146百万円（前事業年度は6百万円）であります。

その他の販売費及び一般管理費の主な内訳は、給与手当が215百万円（前事業年度比5.6%減）、業務委託費が116百万円（前事業年度比17.6%減）、特許維持費139百万円（前事業年度比15.4%増）であります。

以上の結果、営業損失は1,864百万円（前事業年度は営業損失2,122百万円）、経常損失は1,795百万円（前事業年度は経常損失1,942百万円）、当期純損失は1,854百万円（前事業年度は当期純損失464百万円）となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は研究開発型の創薬企業であり、開発化合物の導出による契約一時金収入、研究開発の進捗に応じたマイルストーン収入、医薬品の上市後において医薬品販売高に応じたロイヤリティ収入等の対価を受領することにより収益を得る契約形態を採用しております。しかしながら、医薬品が上市され、経常的なロイヤリティ収入が発生する以前の段階では、長期的かつ安定的な収益ではなく、年間数個程度の開発化合物の導出による契約一時金収入、あるいは数個程度の開発の進捗に基づくマイルストーン収入に頼るため、1個当たりの導出交渉及び開発の成否が全体の事業収益に大きな影響を与える可能性があります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ251百万円増加し、2,243百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、2,116百万円となりました。これは主に、研究開発費等の事業費用2,010百万円及び移転費用の支払額43百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は、665百万円となりました。これは主に、保有する有価証券の償還による収入1,557百万円及び有価証券の取得による支出620百万円、並びに有形固定資産の取得による支出195百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により調達した資金は、1,701百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使に伴う株式の発行による収入1,686百万円によるものであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

医薬品開発事業は、①成功確率が極めて低い、②開発に長い期間を必要とする、③多大な研究開発費を必要とするものの一旦成功すれば高い収益が期待できる、ハイリスク・ハイリターン型のビジネスであります。当社は研究開発型の創業企業として、平成20年に設立と同時に当該事業に参入いたしました。ベンチャー企業であるが故に、一般の製薬会社に比べて相対的に経営資源に制約があり、採り得るリスクへの対応にも限界があることから、安全性及び有効性が概ね評価可能となる段階（必要に応じて第Ⅱ相臨床試験を実施）までを当社にて行い、その後製薬会社等へ開発化合物を導出するという経営戦略を採っております。また、複数のプロジェクトを保有して研究開発ポートフォリオを構成することにより、リスク分散を図り、研究開発投資の回収に努める方針であります。

しかしながら、販売計画や研究開発計画が想定どおりに進捗しなかった場合には、継続的な営業損失の発生及び継続的なキャッシュ・フローのマイナス等を計上し続けることとなり、当該状況によっては当社の事業継続が困難となる可能性があります。当社は、これらのリスクを低減し、収益の獲得機会の最大化を図るために、「選択と集中」により選択したプロジェクトに経営資源を集中し、併せて研究開発ポートフォリオを拡充する戦略も採っております。また、初期探索段階から開発段階までの各段階において保有する研究開発ポートフォリオすべてを導出対象とし、機動的かつ柔軟な営業活動を展開しており、この体制を通じて、研究開発投資を段階的に回収できるよう努めてまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、事業の環境について入手可能な情報と経験に基づいた仮定により経営判断を行っておりますが、当社は研究開発型の創業企業であり、開発化合物の導出による契約一時金収入や開発化合物の上市後のロイヤリティー収入により収益が安定化するまで長期間を要する可能性があります。そのため、キャッシュ・フローの動向には常に注意を払い、事業収益実現のための営業（導出）活動及び提携先とのアライアンス・マネジメントには最大の経営努力を注いでまいります。

当社は、研究開発ポートフォリオの拡充、導出の推進、導出後の開発化合物の上市に向けた臨床開発支援活動が、企業価値を向上し、事業の継続性を高めるために重要な要素であると考えており、今後もこれらの諸活動を含めた研究開発活動に経営資源を集中する方針であります。

第3【設備の状況】

当社は、単一セグメントであるため、セグメントの情報は記載しておりません。

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施しました設備投資の総額は223百万円であり、その主なものは、事務所等の移転に伴い取得した建物附属設備107百万円及び分析装置等の取得115百万円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (名古屋市千種区)	事務所	5,555	8,193	4,930	18,679	22 (3)
創業研究部門 (名古屋市千種区)	研究設備	124,298	123,243	3,282	250,824	42 (11)

(注) 1. 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)の年間の平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,068,800
計	37,068,800

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,767,200	18,767,200	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数100株
計	18,767,200	18,767,200	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

① 第3回新株予約権（平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	165(注)1	165(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,400 (注)2、3、7	64,400 (注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,275(注)4、7	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月16日から平成30年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,275 資本組入額 638 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は250個であり、平成20年9月26日開催の取締役会において上記条件の新株予約権195個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数の調整方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割により普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \text{ 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
 - ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のための行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
 - (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成30年7月31日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

② 第5回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	201(注)1	201(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,204 (注)2、3、7	78,204 (注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,288(注)4、7	同左
新株予約権の行使期間	平成23年9月1日から平成31年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,288 資本組入額 644 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成21年8月28日開催の取締役会において上記条件の新株予約権248個の付与を決議しております。なお、退職等により権利を喪失した個数を減じて記載しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記 (1) の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記 (2) 又は下記 (4) による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記 (2) に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割により普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

- (3) この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
 - ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記 (2) の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
 - ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記 (1) 又は (4) により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
 - (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

③ 第7回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

区分	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,980 (注)2、3、7	7,980 (注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,288(注)4、7	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月12日から平成31年 7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,288 資本組入額 644 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定は できない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)6	同左

- (注) 1. 株主総会により発行を決議した新株予約権の数は273個であり、平成22年6月10日開催の取締役会において上記条件の新株予約権20個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。

② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。

(4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。

① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 当社の発行に係る普通株式の株式公開（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日の13ヶ月後の日以降においてのみ、新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者が当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

(4) 新株予約権の相続はこれを認めない。

(5) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。

(6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成31年7月27日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
7. 平成22年12月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成23年1月28日付で株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

④ 第9回新株予約権（平成26年3月14日取締役会決議）

区分	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	39,000(注)1	39,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000(注)2、3	39,000(注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	596(注)4	同左
新株予約権の行使期間	平成28年3月15日から平成36年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 596 資本組入額 298	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定はできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は39,000個であり、平成26年3月14日開催の取締役会において上記条件の新株予約権39,000個の付与を決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

- (2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

- (1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - (2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
 - (6) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。
- 但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成36年3月14日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

なお、会社法に基づき発行した新株予約権のうち、第10回新株予約権（平成26年7月2日取締役会決議）及び第11回新株予約権（平成27年8月26日取締役会決議）につきましては、当事業年度末までに全て行使が完了しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第10回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成27年10月1日から 平成27年12月31日まで)	第8期 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	910
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	910,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	590
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	537,650
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,210	2,210
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,210,000	2,210,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	533	533
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	1,177,980	1,177,980

(注) 第10回新株予約権は、平成27年7月7日に全ての権利行使が完了しております。

第11回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成27年10月1日から 平成27年12月31日まで)	第8期 (平成27年1月1日から 平成27年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,380	3,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	2,380,000	3,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	370	382
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	882,650	1,148,610
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	3,000	3,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	3,000,000	3,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	382	382
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	1,148,610	1,148,610

(注) 第11回新株予約権は、平成27年11月27日に全ての権利行使が完了しております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月28日 (注) 1	普通株式 9,244,032	普通株式 9,267,200	—	5,529,850	—	813,850
平成23年7月19日 (注) 2	普通株式 4,000,000	普通株式13,267,200	2,960,000	8,489,850	2,960,000	3,773,850
平成25年1月1日～ 平成25年12月31日 (注) 3	普通株式 290,000	普通株式13,557,200	138,062	8,627,912	138,062	3,911,912
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注) 4	普通株式 1,300,000	普通株式14,857,200	324,455	8,952,367	324,455	4,236,367
平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注) 5	普通株式 3,910,000	普通株式18,767,200	853,858	9,806,225	853,858	5,090,225

(注) 1. 株式分割 (1 : 400) によるものであります。

2. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,600円

引受価額 1,480円

資本組入額 740円

払込金総額 5,920,000千円

3. 第8回新株予約権の行使によるものであります。

4. 第10回新株予約権の行使によるものであります。

5. 第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使によるものであります。

6. 「第5 経理の状況 (重要な後発事象) 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分」に記載のとおり、当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第8期定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議し、当該株主総会において承認可決されました。これにより、提出日現在の資本金は2,237,588,172円、資本準備金は2,237,588,171円となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	29	65	25	20	10,856	10,996	—
所有株式数（単元）	—	2,825	18,156	30,564	26,000	2,241	107,865	187,651	2,100
所有株式数の割合（%）	—	1.51	9.68	16.29	13.86	1.19	57.48	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
CIP V JAPAN LIMITED PARTNERSHIP INCORPORATED （常任代理人 大和証券株式会社）	C/O COLLIER INVESTMENT MANAGEMENT LIMITED PO BOX 255, TRAFALGAR COURT, LES BANQUES ST PETER PORT, GUERNSEY GY1 3QL, CHANNEL ISLANDS （東京都千代田区丸の内一丁目9番1号）	2,296,000	12.23
ファイザー株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	1,486,000	7.92
NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	900,800	4.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	593,500	3.16
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	282,500	1.51
BARATI RAHIM	東京都大田区	210,000	1.12
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	205,500	1.09
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	170,500	0.91
長久 厚	愛知県名古屋市長瑞穂区	152,000	0.81
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番1号	134,291	0.72
計	—	6,431,091	34.27

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 18,765,100	187,651	—
単元未満株式	普通株式 2,100	—	—
発行済株式総数	18,767,200	—	—
総株主の議決権	—	187,651	—

② 【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議されたものは、以下のとおりであります。

① 第3回新株予約権 (平成20年9月5日A種優先株主による種類株主総会決議)

決議年月日	平成20年9月5日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 58
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 役員及び従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社執行役員1名、当社従業員28名、当社元取締役1名、当社元従業員9名であります。

② 第5回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成21年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 3 当社従業員 66
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）役員及び従業員の異動・退職により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社執行役員2名、当社従業員40名であります。

③ 第7回新株予約権（平成21年7月28日A種優先株主による種類株主総会決議）

決議年月日	平成21年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

④ 第9回新株予約権（平成26年3月14日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2 当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）本書提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社執行役員2名及び当社従業員11名であります。

⑤ 第12回新株予約権（平成28年3月11日取締役会決議）

決議年月日	平成28年3月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 2 当社従業員 48
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	25,000（注）2、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	376（注）4、5
新株予約権の行使期間	平成30年3月26日～平成38年3月25日
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡には、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

（注）1. 取締役会により発行を決議した新株予約権の数は25,000個であり、平成28年3月11日開催の取締役会において上記条件の新株予約権25,000個の付与を決議しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。但し、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、下記3により調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整を行うものとしております。

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法の規定に従って行使価額（新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額）の調整を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整される。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

(2) 上記(1)の調整は、新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

(3) 調整後株式数の適用日は、当該調整事由にかかる新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は上記(2)又は下記(4)による行使価額の調整に関し、それぞれに定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前株式数、調整後株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権の新株予約権者に通知する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の算定方法は、以下のとおりであります。

(1) 当社は、新株予約権の割当後、下記(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式、又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに調整前行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①から③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①から③に関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。
② 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、合理的な範囲で必要な行使価額の調整を行うことができる。
- ① 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式交換、株式移転又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき調整前行使価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 上記(1)又は(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
(2) 新株予約権者が本行使期間到来前に当社の取締役、監査役又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
(3) 新株予約権者が、①禁錮以上の刑に処せられたとき、②当社と締結した契約に違反したとき、③法令違反を犯したとき、④降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、⑤その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、新株予約権を行使することができない。
(4) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、以下のとおりであります。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換又は当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて合理的に決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの金銭の額に、上記(3)により決定される新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から平成38年3月25日(同日が再編対象会社の休業日にあたる場合には、その直前日)までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件、当社が新株予約権を取得することができる事由等
上記5に準じるほか、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要す。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は設立以来、当期純損失を計上しており、今後も引き続き研究開発活動に対する投資を先行していく必要があることから、当面は配当を予定しておりません。

しかし、株主への利益還元は重要な経営課題であると認識しており、将来において安定的な収益の獲得が可能となった場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を考慮した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

- (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
最高(円)	1,548	700	2,042	812	774
最低(円)	385	227	345	417	316

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

- (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	774	688	602	442	414	438
最低(円)	451	430	432	405	360	316

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	—	谷 直樹	昭和23年3月23日生	昭和48年4月 藤沢薬品工業(株) (現アステラス製薬(株)) 入社 昭和60年7月 同社 企画室ライセンス担当 平成12年7月 同社 グローバル経営戦略本部 ライセンス部長 平成18年4月 奈良先端科学技術大学 TLO部特任教授 平成22年4月 当社 入社 当社 執行役員 平成22年10月 当社 取締役 平成23年4月 当社 常務執行役員 平成24年8月 当社 代表取締役 (現任)	(注) 4	—
取締役	—	青木 初夫	昭和11年4月8日生	昭和35年4月 藤沢薬品工業(株) (現アステラス製薬(株)) 入社 昭和63年6月 同社 取締役 平成5年1月 同社 常務取締役 Fujisawa USA, Inc. Chairman & CEO 平成7年6月 同社 代表取締役専務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役取締役社長 平成17年4月 同社 代表取締役会長 平成18年6月 同社 代表取締役共同会長 平成20年6月 同社 相談役 平成22年6月 同社 アドバイザー 平成23年8月 当社 顧問 平成24年3月 当社 取締役 (現任)	(注) 4	—
取締役	—	河田 喜一郎	昭和35年10月26日生	昭和59年4月 (株)上組 入社 平成元年1月 トウシュ・ロス会計事務所 入所 平成2年9月 デロイト&トウシュLLP 入所 平成5年8月 米国公認会計士登録 (カリフォルニア州) 平成7年9月 同法人 マネジャー (国際税務) 平成7年11月 米国日本通運(株) 財務部 入社 同社 シニア・マネジャー 平成13年9月 監査法人トーマツ CF部門 入所 同法人 マネジャー 平成15年10月 同法人 シニア・マネジャー 平成16年10月 (株)産業再生機構 入社 同社 マネジャー 平成17年5月 デロイトトーマツFAS(株) FA部門 入社 同社 シニア・ヴァイスプレジデント 平成21年3月 当社 入社 執行役員 (監査室長) 平成23年9月 当社 執行役員 (経営企画担当) 平成24年3月 当社 常務執行役員 平成28年3月 当社 取締役 兼 専務執行役員 (CFO、財務・経営企画担当、 研究企画調整担当) (現任)	(注) 4	6,838
取締役	—	渡邊 修造	昭和42年5月15日生	平成4年4月 ファイザー製薬(株) (現ファイザー(株)) 入社 平成17年4月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主任研究員 平成18年12月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主幹研究員 平成20年7月 当社 入社 平成24年10月 当社 執行役員 (創薬研究担当) 平成28年3月 当社 取締役 兼 常務執行役員 (創薬研究担当) (現任)	(注) 4	4,539

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	—	縣 久二	昭和25年9月16日生	昭和49年4月 野村證券(株) 入社 昭和56年3月 日本合同ファイナンス(株) (現(株)ジャフコ) 入社 平成9年6月 同社 取締役 平成14年5月 同社 常務取締役 平成20年1月 響きパートナーズ(株) 代表取締役会長 平成20年6月 太陽誘電(株) 取締役 (現任) 平成20年9月 響きパートナーズ(株) 特別顧問 (現任) 平成22年3月 当社 監査役 平成28年3月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	—	野元 学二	昭和42年4月2日生	平成7年4月 三井安田法律事務所 入所 平成10年3月 大西昭一郎法律事務所 入所 平成13年11月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP Tokyo Office 入社 平成25年7月 和田法律事務所 入所 平成27年7月 レックスウェル法律特許事務所 入所 (現任) 平成28年3月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	—	牧 真之介	昭和46年12月2日生	平成9年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人) 入所 平成14年10月 オリックス(株) 入社 平成18年10月 牧真之介公認会計士事務所 代表 (現任) 平成18年11月 エイ・エム・コンサルタンツ(株) (現会計法人MSPGコンサルティング(株)) 取締役 平成19年2月 牧税理士法人 (現税理士法人MSパートナーズ) 代表社員 (現任) 平成19年6月 クラフト(株) 社外監査役 (株)EMシステムズ 社外監査役 平成22年3月 エイ・エム・コンサルタンツ(株) (現会計法人MSPGコンサルティング(株)) 代表取締役社長 (現任) 平成23年6月 クラフト本社(株) 社外監査役 (現任) 平成26年3月 クラフトホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 平成28年3月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 5	—
計						11,377

- (注) 1. 平成28年3月30日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 青木初夫氏、縣久二氏、野元学二氏及び牧真之介氏は、社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会については次の通りであります。
委員長 牧真之介氏、委員 縣久二氏、野元学二氏
4. 平成28年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
5. 平成28年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
山上 大介	昭和21年11月24日生	昭和50年11月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所入所 昭和56年9月 公認会計士登録 昭和59年11月 トゥウシュ・ロス会計事務所 (トロント市、等松・青木監査法人提携先)へ派遣 昭和63年3月 等松・青木監査法人ニューヨーク事務所勤務 (平成5年帰国、東京事務所勤務) 平成2年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 社員登録 平成12年8月 山上公認会計士事務所開設(現任) 平成13年3月 ㈱小田原エンジニアリング 監査役 (現任) 平成13年6月 日本特殊塗料㈱ 監査役(現任) 平成15年8月 宝印刷㈱ 監査役(現任) 平成21年11月 当社 一時監査役 平成27年3月 ローヤル電機㈱ 社外監査役(現任) ㈱小田原エンジニアリング 監査役 (現任)	(注)	—

(注) 補欠取締役(監査等委員)の任期は、就任した時から退任した取締役(監査等委員)の任期の満了の時までであります。

7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の計3名であります。

地位	氏名	担当
専務執行役員	河田 喜一郎	財務・経営企画部門
常務執行役員	渡邊 修造	創業研究部門
執行役員	高松 康浩	人事・総務統括部

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これに応えるべく、企業価値を向上し、社会的信頼に応える上でコーポレート・ガバナンスの充実は重要であると認識しております。

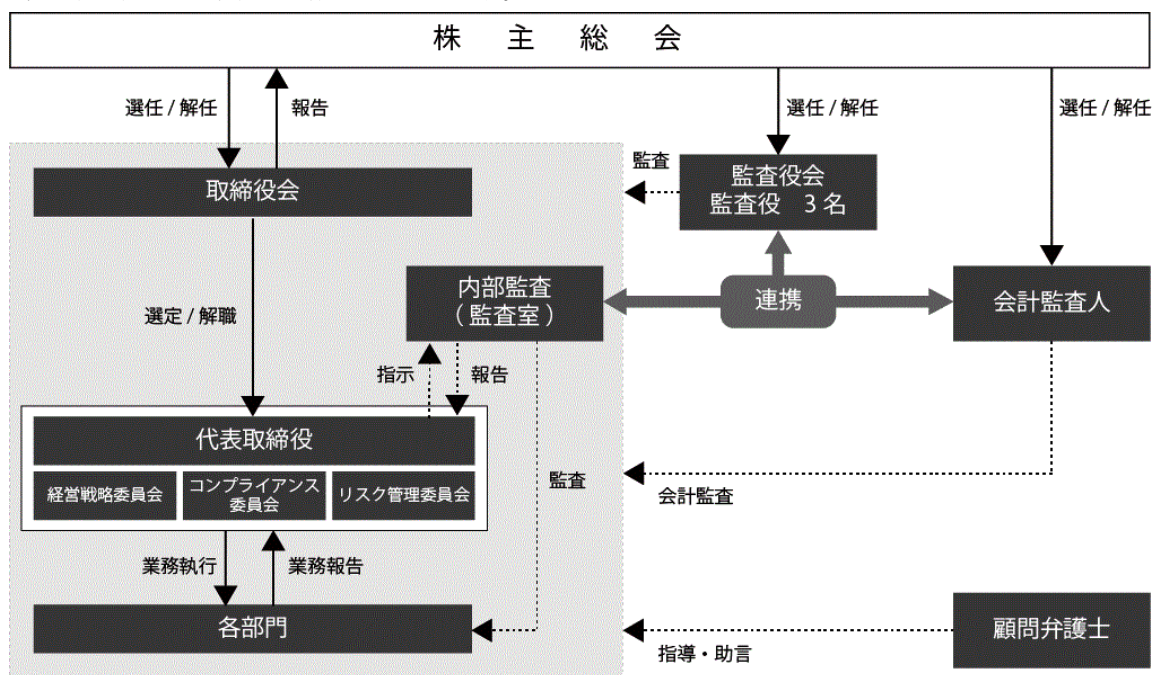
経営体制を強化し、迅速な意思決定を行うとともに、説明責任を持って、透明性、公正性の高い組織体制を構築、維持することは、健全な経営に必要な不可欠であると認識し、以下の体制整備、内部統制を実施しております。

また、今後もその時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

① 企業統治の体制

(A) 企業統治の体制の概要

当事業年度末現在、当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人設置会社であります。取締役会は、4名の取締役（うち、社外取締役2名）で構成されており、また、経営と執行の分離及び執行機能の強化・活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。さらに、監査役会制度を採用しており、監査役会は、3名（うち、2名は社外監査役）で構成されております。



(取締役会)

取締役会は、定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当社の経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告を行っております。取締役会の経営監視機能を強化するため、当社の取締役4名のうち2名が社外取締役であり、製薬業界及び企業経営に精通した人材を登用しております。監査役は、常に取締役会に出席し、取締役会の運営状況を監視できる体制となっております。

(監査役会)

監査役会は、定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会は監査役3名（常勤1名、非常勤2名）で構成され、ベンチャー企業の育成や医薬品の開発等に精通した人材を登用することで、監査体制の充実と監査業務の独立性・透明性の確保に努めております。常勤監査役は、取締役会、経営戦略委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、期初に監査役会で承認された監査計画に基づき、決裁書類の閲覧等を随時行うなど、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて、適宜監査役間で協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

(経営戦略委員会)

経営戦略委員会は、代表取締役、CSO（専務執行役員）及びその他の執行役員で構成されており、主として、代表取締役の業務執行の諮問機関として、また、経営課題の実務的な協議の場として、毎月2回以上開催し、経営の迅速かつ適正な意思決定を支えています。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、代表取締役及び執行役員3名で構成されており、「コンプライアンス規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会は、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンス・プログラムの策定及び維持、当社の法令遵守状況の監視、従業員に対するコンプライアンス教育・研修の実施を主な活動内容としております。

過去に開催したコンプライアンス委員会では、半期ごとのコンプライアンスに関連した案件及びこれに関連した内部通報制度に関わる報告があり、コンプライアンス関連の問題は発生していないことを確認しております。規定の整備として、「株式等の内部者取引の管理等に関する規定」を改訂しました。また、全従業員に対するコンプライアンス教育として、「株式等の売買について」、「インサイダー取引」、「情報セキュリティ」に関する教育を実施しております。

今後は、事業全体に影響度の高いインサイダー取引に関する教育に重点を置き、啓蒙活動を行ってまいります。

(リスク管理委員会)

リスク管理委員会は、代表取締役及び執行役員3名で構成されており、「リスク管理規程」を定め、原則として、半年に1回の定例会議を開催しております。当委員会では、コンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーショナルリスク、災害リスク及びその他のリスクを想定しており、それらのリスクに対する評価、対応、管理、情報伝達等を活動内容としております。

過去に開催したリスク管理委員会では、一般的な情報セキュリティに関するリスク教育の実施、また、災害発生時の緊急対応に必要な連絡体制の整備を行い、また、会社全体に関わるリスクについては、想定されるリスクを洗い出し、発生頻度と損失の大きさとの関連を考慮して評価を行っております。

今後は、影響度の高いリスクに対する対応策を検討し、想定し得るすべてのリスクの軽減に努めてまいります。

(B) 当該体制を採用する理由

当社は上記のように監査役3名のうち2名は社外監査役であり、取締役会に出席し、積極的に意見を述べているほか、監査役による計画的かつ網羅的な監査が実施されております。当社の事業規模、組織規模におきましては、これらの監査役制度により経営監視の機能を十分に果たしていると考えているため、現状の体制を採用しております。

(C) その他企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいて、内部監査は重要な役割であると認識しており、代表取締役直属の独立部署である監査室が、監査役及び会計監査人との連携のもと、計画的な内部監査を全部署に対して実施しております。また、当社は、「職務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等の社内規程を制定し、役職員の権限と責任の所在を明確にし、内部統制システムを有効に機能させる体制を整備しております。なお、社内規程については、必要に応じて適宜改正を行っております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動において生じる重要なリスクについて、リスク管理委員会を中心として、関係部署及び監査室でリスクの分析を行い、必要に応じて外部の専門家に相談した上で、取締役会、リスク管理委員会等で審議し、その対応策の決定を行っております。

また、当社は、法律事務所と顧問契約を締結し、日常発生する法律問題全般に関して、助言及び指導を受けております。

(D) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する額としております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、代表取締役直属の部署である監査室（監査室の構成員は監査室長1名）が、全部署に対する監査を実施しております。監査室は、年間監査計画に基づいて監査を行い、内部監査の結果を取りまとめた報告書を代表取締役に提出しております。また、被監査部門に対しては、当該報告書を提出するとともに、改善の指示を行っております。被監査部門は、改善要請のあった事項について、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

監査役の監査活動については、取締役会、経営戦略委員会等の重要な会議への出席のほか、監査計画に基づいた業務監査及び会計監査を実施しております。また、常勤監査役については、社内文書の調査や実際の業務活動状況の聴き取りを実施する等の監査活動を実施し、その結果を原則として毎月1回開催される監査役会において報告しております。常勤監査役からの報告を受け、他の監査役はそれぞれの専門的な見識から意見交換を行っております。

なお、当社では、監査室及び会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、監査役は、内部監査の立会い及び実施結果の報告を受けるなど、監査室との情報交換を密に行い、また、会計監査人とは監査及び四半期計画、期末決算の会計監査結果及び四半期決算毎のレビュー結果の報告を受けるなど、業務遂行時における健全化、効率化及び実効性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

当社は、会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、監査業務を委嘱しております。継続して公正不偏の立場から監査業務が遂行できるよう環境を整え、公正かつ適切な経営情報及び財務情報の提供に努めております。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中川昌美、江戸川泰路であり、当社に対する継続監査年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他6名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役 平井昭光氏は、当社株式82,000株（うち、潜在株式2,000株）を保有しております。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議へ出席し、豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役及び社外監査役は取締役会等において、業務執行の報告を受けるとともに、社外監査役は「② 内部監査及び監査役監査の状況」に記載のとおり、監査室、会計監査人、内部統制部門との連携及び監査を通じて、客観的立場から業務執行の状況の監督や経営監視機能を果たしております。

また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

⑤ 役員報酬等

(A) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	19,860	19,860	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	2,850	2,850	—	—	—	1
社外役員	20,550	20,550	—	—	—	4

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(B) 役員ごとの報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(C) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(D) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑥ 株式の保有状況

(A) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
1銘柄 69,338千円

(B) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Aratana Therapeutics, Inc. (米国)	103,088	221,417	取引関係維持強化のため

(注) Aratana Therapeutics, Inc.は、米国のナスダック市場に上場しております。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Aratana Therapeutics, Inc. (米国)	103,088	69,338	取引関係維持強化のため

(注) Aratana Therapeutics, Inc.は、米国のナスダック市場に上場しております。

(C) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

(D) 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(E) 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できる環境の整備を目的とするものであります。

⑩ 監査等委員会設置会社への移行

平成28年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

この移行は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とするものであります。その主な変更点は、以下のとおりであります。

イ. 取締役の定数及び任期

当該定款変更により、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。任期1年）の定数は7名以内、監査等委員である取締役（任期2年）の定数は5名以内となっております。

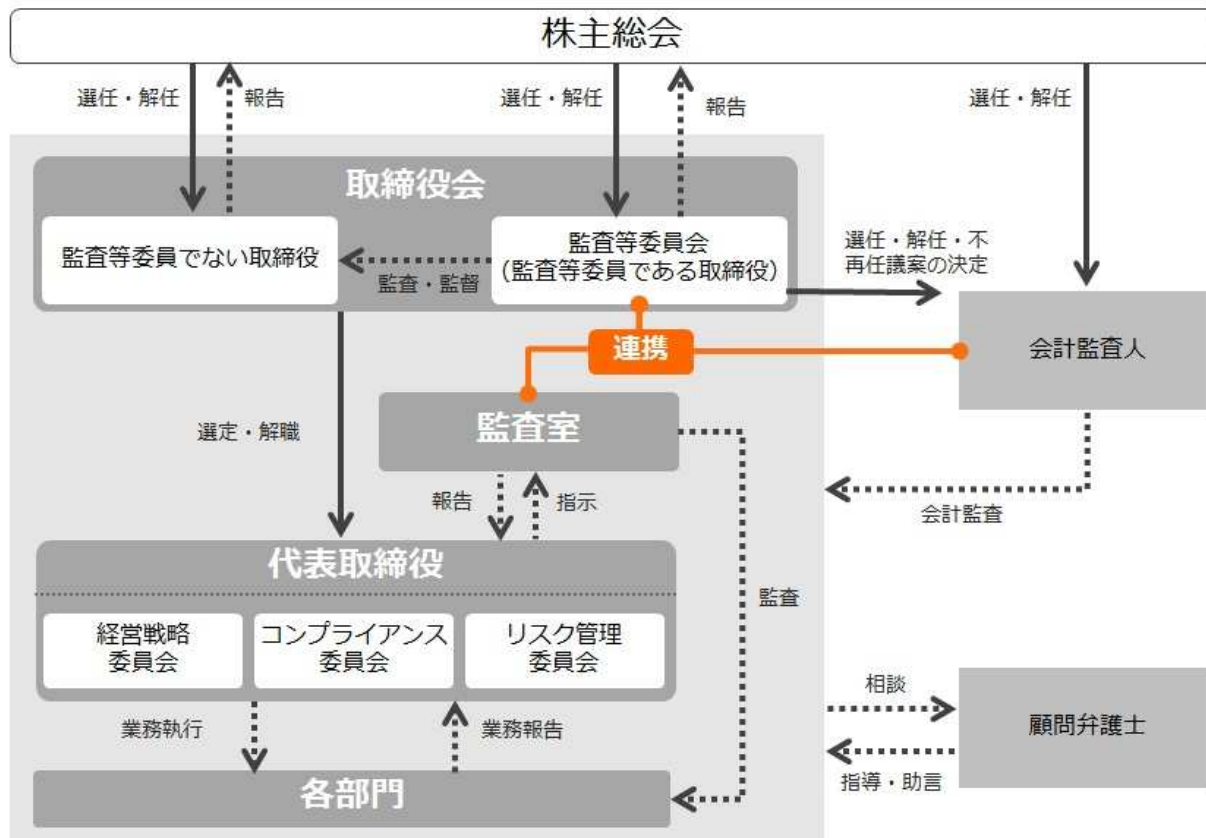
ロ. 社外取締役

社外取締役青木初夫氏は、引き続き取締役に就任し社外取締役となっております。社外監査役縣久二氏は、監査等委員である取締役に就任し社外取締役となっており、証券取引所規定の独立役員として届出ております。

ハ. 役員報酬等

当該定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を年額80,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額22,000千円以内とすることを決議しております。

ニ. 移行後の業務執行・監査、内部統制の関係を図示すると、以下のとおりとなります。



⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元の実施に対応するため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	—	19,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査人員数、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前事業年度	有限責任監査法人トーマツ
当事業年度	新日本有限責任監査法人

臨時報告書に記載した事項は次の通りであります。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任する監査公認会計士等の名称

名 称：新日本有限責任監査法人

所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

② 退任する監査公認会計士等の名称

名 称：有限責任監査法人トーマツ

所在地：東京都港区港南二丁目15番3号

(2) 異動の年月日 平成27年3月27日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成26年3月27日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、平成27年3月27日開催予定の第7期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、その後任として、新日本有限責任監査法人を選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,891,197	1,840,239
売掛金	20,000	72,866
有価証券	1,184,379	503,037
貯蔵品	8,728	7,148
前渡金	58,122	179,368
前払費用	55,398	65,488
その他	43,402	39,639
流動資産合計	3,261,229	2,707,787
固定資産		
有形固定資産		
建物	79,622	140,198
構築物	17,518	-
機械及び装置	1,979	-
工具、器具及び備品	349,239	394,484
減価償却累計額	※ △363,035	※ △273,392
有形固定資産合計	85,324	261,290
無形固定資産		
商標権	2,781	2,306
ソフトウェア	6,463	8,213
その他	2,989	3,708
無形固定資産合計	12,234	14,228
投資その他の資産		
投資有価証券	1,800,412	1,751,779
長期前払費用	4,394	5,479
その他	38,528	11,545
投資その他の資産合計	1,843,335	1,768,805
固定資産合計	1,940,895	2,044,324
資産合計	5,202,124	4,752,112

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	118,808	123,405
未払費用	62,532	57,067
未払法人税等	16,146	15,071
前受金	13,500	-
預り金	5,218	4,663
その他	45,624	-
流動負債合計	261,829	200,207
固定負債		
資産除去債務	-	11,555
繰延税金負債	108,806	25,985
固定負債合計	108,806	37,540
負債合計	370,636	237,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,952,367	9,806,225
資本剰余金		
資本準備金	4,236,367	5,090,225
資本剰余金合計	4,236,367	5,090,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△8,566,920	△10,421,274
利益剰余金合計	△8,566,920	△10,421,274
株主資本合計	4,621,814	4,475,176
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	198,904	28,170
評価・換算差額等合計	198,904	28,170
新株予約権	10,769	11,017
純資産合計	4,831,488	4,514,364
負債純資産合計	5,202,124	4,752,112

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
事業収益	153,895	145,500
事業費用		
事業原価	2,552	-
研究開発費	※1 1,479,947	※1 1,302,452
その他の販売費及び一般管理費	※2 793,909	※2 707,644
事業費用合計	2,276,409	2,010,097
営業損失(△)	△2,122,513	△1,864,597
営業外収益		
受取利息	2,923	4,142
有価証券利息	31,345	77,906
受取配当金	-	186
為替差益	27,020	14,323
有価証券売却益	-	1,165
貸倒引当金戻入額	100,000	-
複合金融商品評価益	20,427	-
その他	5,432	1,074
営業外収益合計	187,149	98,798
営業外費用		
複合金融商品評価損	-	21,487
有価証券償還損	-	1,530
株式交付費	6,919	6,400
営業外費用合計	6,919	29,417
経常損失(△)	△1,942,282	△1,795,216
特別利益		
固定資産売却益	※3 5,520	-
投資有価証券売却益	1,543,899	65,655
特別利益合計	1,549,420	65,655
特別損失		
投資有価証券償還損	-	6,000
事務所移転費用	54,301	43,416
特別退職金	10,467	69,483
特別損失合計	64,768	118,900
税引前当期純損失(△)	△457,631	△1,848,460
法人税、住民税及び事業税	6,943	5,893
当期純損失(△)	△464,575	△1,854,353

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	8,627,912	3,911,912	△8,102,345	4,437,479
当期変動額				
新株の発行	324,455	324,455		648,910
当期純損失（△）			△464,575	△464,575
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	324,455	324,455	△464,575	184,334
当期末残高	8,952,367	4,236,367	△8,566,920	4,621,814

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	1,246,865	1,246,865	33,150	5,717,494
当期変動額				
新株の発行				648,910
当期純損失（△）				△464,575
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,047,960	△1,047,960	△22,380	△1,070,341
当期変動額合計	△1,047,960	△1,047,960	△22,380	△886,006
当期末残高	198,904	198,904	10,769	4,831,488

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	8,952,367	4,236,367	△8,566,920	4,621,814
当期変動額				
新株の発行	853,858	853,858		1,707,716
当期純損失（△）			△1,854,353	△1,854,353
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	853,858	853,858	△1,854,353	△146,637
当期末残高	9,806,225	5,090,225	△10,421,274	4,475,176

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	198,904	198,904	10,769	4,831,488
当期変動額				
新株の発行				1,707,716
当期純損失（△）				△1,854,353
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△170,733	△170,733	247	△170,485
当期変動額合計	△170,733	△170,733	247	△317,123
当期末残高	28,170	28,170	11,017	4,514,364

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△1,848,460
減価償却費	53,353
受取利息	△4,142
受取配当金	△186
有価証券利息	△77,906
為替差損益 (△は益)	△14,432
有価証券売却損益 (△は益)	△1,165
株式交付費	6,400
複合金融商品評価損益 (△は益)	21,487
有価証券償還損益 (△は益)	1,530
投資有価証券売却損益 (△は益)	△65,655
投資有価証券償還損益 (△は益)	6,000
特別退職金	69,483
事務所移転費用	43,416
売上債権の増減額 (△は増加)	△52,866
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,579
前渡金の増減額 (△は増加)	△121,245
前払費用の増減額 (△は増加)	△10,089
未収消費税等の増減額 (△は増加)	6,317
未払金の増減額 (△は減少)	△45,744
その他	△62,814
小計	△2,095,143
利息及び配当金の受取額	71,238
法人税等の支払額	△5,769
特別退職金の支払額	△37,042
移転費用の支払額	△43,416
その他	△6,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,116,533
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△620,950
有価証券の売却による収入	51,089
有価証券の償還による収入	1,557,256
有形固定資産の取得による支出	△195,545
無形固定資産の取得による支出	△3,981
投資有価証券の取得による支出	△853,936
投資有価証券の売却による収入	559,942
投資有価証券の償還による収入	150,000
差入保証金の回収による収入	26,243
その他	△4,201
投資活動によるキャッシュ・フロー	665,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の発行による収入	15,450
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,686,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,701,710
現金及び現金同等物に係る換算差額	625
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	251,718
現金及び現金同等物の期首残高	1,991,558
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,243,276

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ

時価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」に表示していた「貯蔵品」は、当事業年度に「原材料」が無くなったことから、「流動資産」の「貯蔵品」として表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「原材料及び貯蔵品」に表示していた8,728千円は、「貯蔵品」8,728千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※ 1 研究開発費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65.0%、当事業年度64.8%であります。

研究開発費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給与手当	409,771千円	409,195千円
委託研究開発費	248,242	192,391
業務委託費	175,478	27,057
産学共同研究費	60,887	151,552
臨床研究費	6,074	146,146
減価償却費	14,316	41,175

※ 2 その他の販売費及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34.9%、当事業年度35.2%であります。

その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給与手当	228,301千円	215,602千円
業務委託費	141,906	116,906
特許維持費	121,284	139,990
減価償却費	6,781	8,861

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
構築物	3,576千円	－千円
工具器具及び備品	1,943	－
計	5,520	－

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	13,557,200	1,300,000	—	14,857,200
合計	13,557,200	1,300,000	—	14,857,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 発行済株式の総数の増加1,300,000株は、新株予約権の権利行使による増加分であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第3回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第5回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第7回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第8回新株予約権 (自社株式オプションと しての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第9回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	4,763
	第10回新株予約権 (自社株式オプションと しての新株予約権)	—	—	—	—	—	6,006
合計		—	—	—	—	—	10,769

- (注) 1. 新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載しておりません。
2. 第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は、いずれも0円であり、当事業年度末残高はありません。
3. 第8回新株予約権は、平成26年7月22日に残存する全てを取得、消却しており、当事業年度末残高はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,857,200	3,910,000	—	18,767,200
合計	14,857,200	3,910,000	—	18,767,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 発行済株式の総数の増加3,910,000株は、新株予約権の権利行使による増加分であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	第3回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第5回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第7回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第9回新株予約権 (ストック・オプション としての新株予約権)	—	—	—	—	—	11,017
	第10回新株予約権 (自社株式オプションと しての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
	第11回新株予約権 (自社株式オプションと しての新株予約権)	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	11,017

- (注) 1. 新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、記載していません。
2. 第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値（付与日における本源的価値）は、いずれも0円であり、当事業年度末残高はありません。
3. 平成26年7月22日付発行の第10回新株予約権は、平成27年7月7日に残存する全てが行使されたため、当事業年度末残高はありません。
4. 平成27年9月14日付発行の第11回新株予約権は、平成27年11月27日に残存する全てが行使されたため、当事業年度末残高はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	1,840,239千円
有価証券勘定	503,037
取得日から満期日又は償還日までの 期間が3か月を超える短期投資	△100,000
現金及び現金同等物	2,243,276

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及びその他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建資産に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替オプション取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について販売管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用する満期保有目的の債券及びその他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。当社は、外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクに対して、為替オプション取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。なお毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合は、月次で取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,891,197	1,891,197	—
(2) 売掛金	20,000	20,000	—
(3) 有価証券	1,184,379	1,184,379	—
(4) 投資有価証券	1,800,412	1,800,412	—
資産計	4,895,990	4,895,990	—
(1) 未払金	118,808	118,808	—
(2) 未払法人税等	16,146	16,146	—
負債計	134,954	134,954	—

当事業年度（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,840,239	1,840,239	—
(2) 売掛金	72,866	72,866	—
(3) 有価証券	503,037	503,037	—
(4) 投資有価証券	1,751,779	1,751,779	—
資産計	4,167,922	4,167,922	—
(1) 未払金	123,405	123,405	—
(2) 未払法人税等	15,071	15,071	—
負債計	138,476	138,476	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、並びに (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 未払金、並びに (2) 未払法人税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,891,197	—	—	—
売掛金	20,000	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）その他	500,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの		—	—	—
（1）債券（社債）	532,857	103,000	372,210	1,103,784
（2）その他	100,000	—	—	—
合計	3,044,055	103,000	372,210	1,103,784

当事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,840,239	—	—	—
売掛金	72,866	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）その他	100,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの		—	—	—
（1）債券（社債）	100,200	178,508	863,663	390,544
（2）その他	400,000	—	—	—
合計	2,513,305	178,508	863,663	390,544

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (平成26年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	500,000	499,990	△10
	小計	500,000	499,990	△10
合計		500,000	499,990	△10

当事業年度 (平成27年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	100,000	100,000	—
	小計	100,000	100,000	—
合計		100,000	100,000	—

2. その他有価証券

前事業年度 (平成26年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	221,417	28,455	192,961
	(2) 債券	1,957,932	1,821,838	136,094
	(3) その他	51,522	50,319	1,202
	小計	2,230,872	1,900,613	330,258
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	153,920	156,000	△2,080
	(3) その他	100,000	100,000	—
	小計	253,920	256,000	△2,080
合計		2,484,792	2,156,613	328,178

当事業年度（平成27年12月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	69,338	28,455	40,883
	(2) 債券	755,201	714,291	40,909
	(3) その他	3,037	2,887	149
	小計	827,576	745,634	81,942
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	877,715	903,068	△25,353
	(3) その他	449,525	450,000	△474
	小計	1,327,240	1,353,068	△25,828
合計		2,154,817	2,098,703	56,114

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	1,853,247	1,542,184	—
(2) 債券	337,302	1,714	—
(3) その他	—	—	—
合計	2,190,549	1,543,899	—

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	559,942	65,745	—
(3) その他	51,089	1,075	—
合計	611,032	66,821	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

		前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
確定拠出年金への掛金拠出額	(千円)	7,957	7,959

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
研究開発費の株式報酬費	3,664	4,810
一般管理費の株式報酬費	1,099	1,443

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 58名	当社執行役員 3名 当社従業員 66名	当社執行役員 1名	当社執行役員 2名 当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 78,000株	普通株式 98,952株	普通株式 7,980株	普通株式 39,000株
付与日	平成20年10月15日	平成21年8月31日	平成22年6月11日	平成26年3月29日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。	新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成22年10月16日から平成30年7月31日まで	平成23年9月1日から平成31年7月27日まで	平成24年6月12日から平成31年7月27日まで	平成28年3月15日から平成36年3月14日まで

(注) 1. 付与対象者の区分については、割当日現在の区分を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成23年1月28日付株式分割(1株につき400株)による分割後の株式数に換算して記載しております。株式分割に伴う調整後の新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、第3回新株予約権が400株、第5回新株予約権及び第7回新株予約権がそれぞれ399株であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	39,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	39,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	66,000	80,199	7,980	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	1,600	1,995	—	—
未行使残	64,400	78,204	7,980	—

(注) 平成23年1月28日付株式分割（1株につき400株）による分割後の株式数に換算して記載しております。株式分割に伴う調整後の新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、第3回新株予約権が400株、第5回新株予約権及び第7回新株予約権がそれぞれ399株であります。

② 単価情報

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1,275	1,288	1,288	596
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 平成23年1月28日付株式分割（1株につき400株）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与したストック・オプションはありません。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式により算定しております。

なお、当事業年度の期末における本源的価値の合計額は、0円であります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 自社株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金	14,586千円	15,450千円

6. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第10回新株予約権 (自社株式オプション)	第11回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	メリルリンチ日本証券株式会社 1名	メリルリンチ日本証券株式会社 1名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注) 1	普通株式 2,210,000株	普通株式 3,000,000株
付与日	平成26年7月22日	平成27年9月14日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	平成26年7月23日から 平成27年7月22日まで	平成27年9月15日から 平成28年9月14日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 2. 第10回新株予約権は、平成27年7月7日に残存する新株予約権の全部が行使されております。
 3. 第11回新株予約権は、平成27年11月27日に残存する新株予約権の全部が行使されております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年12月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① 自社株式オプションの数

	第10回新株予約権 (自社株式オプション)	第11回新株予約権 (自社株式オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	3,000,000
失効	—	—
権利確定	—	3,000,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	910,000	—
権利確定	—	3,000,000
権利行使	910,000	3,000,000
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第10回新株予約権 (自社株式オプション)	第11回新株予約権 (自社株式オプション)
権利行使価格 (円) (注)	621	463
行使時平均株価 (円)	590	382
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

- (注) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

7. 自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与した自社株式オプション（第11回新株予約権）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	第11回新株予約権 (自社株式オプション)
株価変動性 (注) 1	42.98%
予想残存期間 (注) 2	1年
予想配当 (注) 3	0%
無リスク利息率 (注) 4	0.007%

- (注) 1. 満期までの期間（1年間）に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。
 2. 権利行使期間満了日までの期間としております。
 3. 直近の配当実績0円に基づき算定しております。
 4. 満期までの期間（1年間）に対応する国債の流通利回りであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	4,534,265千円	4,713,267千円
たな卸資産	57,377	56,223
未払事業税	5,039	4,325
減価償却費超過額	90,721	27,585
一括償却資産	1,384	685
減損損失	17,498	3,112
特別退職金	—	10,647
その他有価証券評価差額金	—	8,623
その他	419	3,719
繰延税金資産小計	4,706,706	4,828,189
評価性引当額	△4,706,706	△4,828,189
繰延税金資産合計	—	—
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△108,806	△25,985
繰延税金負債合計	△108,806	△25,985
繰延税金負債の純額	△108,806	△25,985

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	37.7%	35.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△2.2	△0.3
住民税均等割等	△1.5	△0.2
評価性引当額	△46.1	△62.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	11.1	26.8
その他	△0.5	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.5	△0.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業内容を行っており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
130,833	20,000	3,062	153,895

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
旭化成ファーマ株式会社	97,500
味の素製薬株式会社	33,333
C Jヘルスケア株式会社	20,000

(注) 当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の事業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
105,500	40,000	—	145,500

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
旭化成ファーマ株式会社	99,000
C J ヘルスケア株式会社	20,000
XuanZhu Pharma Co., Ltd.	20,000

(注) 当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	324円47銭	239円96銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△33円23銭	△116円45銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,831,488	4,514,364
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	10,769	11,017
(うち新株予約権) (千円)	(10,769)	(11,017)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,820,718	4,503,347
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	14,857,200	18,767,200

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
当期純損失金額(△) (千円)	△464,575	△1,854,353
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失金額(△) (千円)	△464,575	△1,854,353
期中平均株式数 (株)	13,980,625	15,923,610
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	第3回新株予約権、第5回新株 予約権、第7回新株予約権、第 9回新株予約権及び第10回新株 予約権。 (普通株式 1,103,179株)	第3回新株予約権、第5回新株 予約権、第7回新株予約権、第 9回新株予約権。 (普通株式 189,584株)

(重要な後発事象)

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催予定の第8期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議し、当該株主総会において承認可決されました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じております利益剰余金欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当や自社株取得等の株主還元策が実現できる状態にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

(2) 資本金の額の減少の内容

①減少する資本金の額

資本金の額9,806,225,500円を7,568,637,328円減少し、2,237,588,172円といたします。

②資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の内容

①減少する資本準備金の額

資本準備金の額5,090,225,500円を2,852,637,329円減少し、2,237,588,171円といたします。

②資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

(4) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金10,421,274,657円全額を繰越利益剰余金へ振替、欠損填補に充当いたします。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	10,421,274,657円
----------	-----------------

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	10,421,274,657円
---------	-----------------

(5) 日程

①取締役会決議日	平成28年2月12日
②株主総会決議日	平成28年3月30日
③債権者異議申述公告日	平成28年3月31日
④債権者異議申述最終期日	平成28年4月下旬(予定)
⑤効力発生日	平成28年5月1日(予定)

(6) その他の重要な事項

本件は「純資産の部」における科目間の振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、損益に与える影響もありません。

2. ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、平成28年3月11日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	79,622	107,856	47,280	140,198	10,344	9,147	129,853
構築物	17,518	—	17,518	—	—	—	—
機械及び装置	1,979	—	1,979	—	—	—	—
工具、器具及び備品	349,239	115,320	70,075	394,484	263,047	37,843	131,437
建設仮勘定	—	105,650	105,650	—	—	—	—
有形固定資産計	448,359	328,826	242,502	534,683	273,392	46,990	261,290
無形固定資産							
商標権	—	—	—	4,749	2,442	474	2,306
ソフトウェア	—	—	—	24,286	16,073	1,831	8,213
その他	—	—	—	3,708	—	—	3,708
無形固定資産計	—	—	—	32,744	18,515	2,305	14,228
長期前払費用	4,394	4,401	—	8,795	—	3,316	5,479

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額 (百万円)	化学研究部	107,856
	減少額 (百万円)	旧武豊本社及び研究所	47,280
工具、器具及び備品	増加額 (百万円)	化学研究部	105,541
	減少額 (百万円)	旧武豊本社及び研究所	66,968

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
3. 当期末減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規程により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,440,239
定期預金	400,000
小計	1,840,239
合計	1,840,239

ロ. 有価証券

区分	金額 (千円)
債券	
国債・地方債等	—
社債等	—
その他	
信託受益権	100,000
その他	403,037
合計	503,037

ハ. 投資有価証券

区分	金額 (千円)
株式	69,338
債券	
国債・地方債等	—
社債等	1,532,916
その他	149,525
合計	1,751,779

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
事業収益 (千円)	12,500	45,000	58,031	145,500
税引前四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	△410,216	△917,210	△1,487,764	△1,848,460
四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	△412,724	△922,226	△1,493,254	△1,854,353
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△27.78	△62.07	△98.45	△116.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△27.78	△34.29	△36.19	△19.88

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に記載する方法とする。 公告掲載URL http://www.raqualia.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第7期）（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）平成27年3月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年3月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第8期第1四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月14日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成27年7月3日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書

平成27年8月26日関東財務局長に提出

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成27年4月30日関東財務局長に提出

事業年度（第7期）（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

平成27年4月3日関東財務局長に提出

平成27年4月1日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

平成27年9月2日関東財務局長に提出

平成27年8月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月30日

ラクオリア創薬株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰路 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているラクオリア創薬株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、平成28年3月30日開催の第8期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成26年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年3月26日付けで無限定適正意見を表明している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ラクオリア創薬株式会社の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ラクオリア創薬株式会社が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 谷 直樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 河田 喜一郎
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役谷直樹及び取締役河田喜一郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、平成27年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、「業務プロセス」に係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売掛金」「事業収益」「貯蔵品」「未払金」及び「研究開発費」に係る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成27年12月31日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【会社名】	ラクオリア創薬株式会社
【英訳名】	RaQualia Pharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 谷 直樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 河田 喜一郎
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役谷直樹及び取締役河田喜一郎は、当社の第8期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。